

事業シート（概要説明書）

事務事業名	少人数指導等事業	事業開始年度	平成16年度
上位施策事業名	基礎学力の定着と学力の向上	担当部名	教育部
根拠法令	学習指導要領	担当課・係名	指導室
事務区分	<input checked="" type="checkbox"/> 自治事務 <input type="checkbox"/> 法定受託事務	作成責任者	小椋 孝
事業の必要性・実施の背景	<p>児童・生徒に生きる力を育むためには、体験的な学習や基礎的・基本的な知識及び技能を活用した問題解決的な学習を重視するとともに、児童・生徒の興味・関心を生かし、自主的、自発的な学習が促されるよう工夫することが求められている。そのため、学習内容を確実に身に付けることができるよう、一人一人の実態に応じ、個別指導やグループ別指導、習熟の程度に応じた指導など指導方法や指導体制を工夫改善し、個に応じた指導の充実を図ることが必要であり、そのためには、本市においても少人数指導やチームティーチングを実施し、個に応じた指導の充実を図ることが求められている。</p>		
目的 (何をどうするために)	<p>少人数指導やチームティーチングの実施により、個に応じたきめ細かな指導の充実を図る。</p>		
目標 (何がどうなれば達成か)	<p>身に付けるべき基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させるとともに、知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等や学習意欲を育成し、児童・生徒の学力の向上を図る。</p>		
対象 (誰・何を対象に)	<p>市立小・中学校の全児童・生徒 (小学校13,278人、中学校5,593人／平成23年5月1日現在)</p>		
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施		
	<input type="checkbox"/> 業務委託 又は <input type="checkbox"/> 指定管理 (委託先又は指定管理者:)		
	<input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕 (補助先: 実施主体:)		
	<input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先:) <input type="checkbox"/> その他 ()		
事業内容 (手段、手法など) ※当該事業以下に細事業がある場合は、事業費とともに記載	<p>児童・生徒の学習の習熟の程度の差が表れやすい算数・数学科において、全ての小・中学校、全ての授業で、学習内容のつまずき具合や理解の程度に応じた少人数指導やチームティーチングを行う。</p> <p>なお、都教育委員会から、指導法改善のための教員加配が行われているが、1教科につき週20時間程度の配置であるため、その実施は一部の授業にとどまっている。よって、全児童・生徒に対して個に応じた指導を実施し、学力の向上を目指すため、独自に市の臨時職員として講師を採用し、全ての算数・数学の授業で少人数指導またはチームティーチングを実施することとしている。</p> <p>少人数指導とチームティーチングのどちらで行うかについては、発達段階、児童・生徒の学習の定着状況、施設面などに応じて、学校が指導計画を立て、決定する。</p> <p>また、理科の授業において観察・実験の充実を図るとともに、教員の資質向上を図るため、理科指導支援員を週12時間程度、全市立小・中学校へ配置している。支援員の業務は、観察・実験の準備や補助、教材開発の支援等である。</p>		
関連事業 (同一目的事業等)			

事業シート (概要説明書)

事務事業名		少人数指導等事業				事業開始年度		平成16年度		
コスト	事業費	23年度 (予算)		22年度 (決算)		21年度 (決算)		20年度 (決算)		
		報酬	130 千円		49 千円		60 千円		42 千円	
		委託料	千円		千円		千円		千円	
		需用費	千円		千円		千円		千円	
		役務費	千円		千円		千円		千円	
		賃金	78,361 千円		79,380 千円		77,304 千円		72,782 千円	
	事業費合計	78,491 千円		79,429 千円		77,364 千円		72,824 千円		
	人件費	担当正職員	0.53 人	4,436 千円	0.53 人	4,663 千円	0.55 人	5,100 千円	0.41 人	3,663 千円
		嘱託員	人	千円	人	千円	人	千円	人	千円
		臨時職員	人	千円	人	千円	人	千円	人	千円
人件費合計		0.53 人	4,436 千円	0.53 人	4,663 千円	0.55 人	5,100 千円	0.41 人	3,663 千円	
総事業費	82,927 千円		84,092 千円		82,464 千円		76,487 千円			
財源 内訳	国都支出金	1,275 千円		1,321 千円		3,193 千円		2,693 千円		
	地方債	千円		千円		千円		千円		
	その他特財	千円		千円		千円		千円		
	一般財源	81,652 千円		82,771 千円		79,271 千円		73,794 千円		
	財源合計	82,927 千円		84,092 千円		82,464 千円		76,487 千円		
事業実績	活動実績	【活動指標名】			単位	H22年度	H21年度	H20年度		
		少人数・TT・理科支援員としての市費講師の人数			人	105	105	105		
	効率指標 (事業費/活動指標)	総事業費 / 市費講師人数				789,781	800,876	785,371		
事業成果	成果実績 (事業目標達成状況)	【成果指標名】			単位	H22年度	H21年度	H20年度		
		「児童・生徒の学力向上を図るための調査」で、算数の授業が「よく分かる」「どちらかといえば分かる」と答えた割合			%	87.3	84.1	87.3		
		「児童・生徒の学力向上を図るための調査」で、数学の授業が「よく分かる」「どちらかといえば分かる」と答えた割合			%	72.6	69.2	65.2		
	【備考】									
事業の自己評価	課題等	この事業は、都の加配教員と市費講師によって行っているが、都の加配教員をこれ以上増員することは難しい。 また、市費講師については他の市区町村も講師採用をしていることもあり、人材の確保が常に課題となっている。								
	今後の方向性	国において学級編制基準が見直され、本年度は小1のみ基準が1クラス35人に改正された。今後については未定だが、少人数の学級編制が拡大する可能性もあり、その状況によっては事業の手法等を見直す必要もある。								
比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)	平成21年度の調査では、市の予算で非常勤講師を採用しているのは、市部では八王子市、立川市、調布市などである。教科は算数・数学のほかに、国語や英語で行っていたり、学校で教科を選べる自治体もある。									
特記事項 (事業の沿革等)	平成16年4月から算数・数学のすべての授業で少人数またはチームティーチング指導を行っている。また、理科指導支援員は平成19年度に試行的に一部で実施し、20年度から全小・中学校に配置した。									

事業シート（概要説明書）

事務事業名	学校給食センター管理運営事業	事業開始年度	昭和45年度
上位施策事業名	学校給食の充実	担当部名	教育部
根拠法令	学校給食法第5条、第6条	担当課・係名	学務保健課
事務区分	<input checked="" type="checkbox"/> 自治事務 <input type="checkbox"/> 法定受託事務	作成責任者	中村 孝一
事業の必要性・実施の背景	学校給食法第2条の学校給食の目標に基づき、市内の小中学校の児童生徒へ充実した給食を提供し、食の教育に資する。		
目的 (何をどうするために)	市内の小中学校の児童・生徒に対し、安全でおいしいバランスの取れた手作り給食を提供することにより、日常生活における食について正しい理解と望ましい習慣を養い、健康の増進を図ります。また、栄養教諭による授業及び食に関する指導などにより食育の推進を図ります。		
目標 (何がどうなれば達成か)	国産食材を主にした安全・安心なおいしい手作りにこだわった学校給食の提供。給食展・大試食会の実施やホームページによる給食センターの取り組み等をとおして、市民との交流や情報発信の場を提供する。栄養教諭・栄養士・調理員等の授業への参画・学校訪問などで、児童・生徒への食育のさらなる推進を行う。地産地消のさらなる取り組みを推進を行う。		
対象 (誰・何を対象に)	市内の小中学校の児童・生徒及び教職員 平成23年度児童・生徒数（5月1日現在）小学校11,957人（単独校を除く） 中学校5,593人		
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施		
	<input type="checkbox"/> 業務委託 又は <input type="checkbox"/> 指定管理 （委託先又は指定管理者： ）		
	<input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕（補助先： 実施主体： ）		
<input type="checkbox"/> 貸付（貸付先： ） <input type="checkbox"/> その他（ ）			
事業概要	<p>市内の2学校給食センターにおいて、給食を調理し、各学校へ配送する。</p> <p>○第一学校給食センター：小学校19校の調理業務 平成22年度190日 人員配置 事務3人 栄養士（市費）4人（都費）1人（嘱託）1人 栄養教諭（都費）1人 調理員25人（再任用）2人（嘱託）6人（臨時）16人</p> <p>○第二学校給食センター中学校11校の調理業務 平成22年度193日 人員配置 事務2人（再任用）2人 栄養士（市費）3人（都費）2人（嘱託）1人 調理員15人（再任用）2人（臨時）7人</p> <p>○配送業務・・・（業者委託） 小学校 配送車10台 委託料 71,633,100円 中学校 配送車8台 委託料 59,451,000円</p> <p>○配膳業務・・・（業者委託） 委託料 91,350,000円</p> <p>○給食洗浄センター・・・（業者委託） 委託料 40,950,000円</p> <p>○施設保守管理（清掃及び雑務・ボイラー運転及び保守・ボイラー及び圧力容器定期性能検査・受水槽清掃・空調設備保守点検・フード、換気扇等清掃・ルーファン清掃・殺虫消毒等・冷凍機、冷蔵機及び井戸ポンプ保守点検・ボイラー缶水検査・ばい煙測定・マンホール、グリストラップ清掃・簡易水道検査・放流水水質検査・除害施設操作及び保守・除害施設汚泥廃棄・排水溝、ピット等清掃・除害施設各水槽清掃）・・・（業者委託） 委託料 43,457,400円</p> <p>○その他 生ごみ資源化 委託料 12,870,000円 施設警備他10業務 委託料計7,289,925円</p>		
事業内容 (手段、手法など)	<p>※当該事業以下に細事業がある場合は、事業費とともに記載</p>		
関連事業 (同一目的事業等)			

事業シート（概要説明書）

事務事業名		学校給食センター管理運営事業				事業開始年度		昭和45年度		
コスト	事業費	23年度（予算）		22年度（決算）		21年度（決算）		20年度（決算）		
		報酬	110千円		77千円		55千円		275千円	
		委託料	371,310千円		355,500千円		324,249千円		324,136千円	
		需用費	158,949千円		157,747千円		157,490千円		163,514千円	
		役務費	2,930千円		2,499千円		2,539千円		2,504千円	
		工事請負費等	17,197千円		80,364千円		116,832千円		109,178千円	
	事業費合計	550,496千円		596,187千円		601,165千円		599,607千円		
	人件費	担当正職員	30.15人	252,341千円	30.15人	263,564千円	30.1人	281,419千円	30.1人	269,513千円
		嘱託員	1人	3,255千円	1人	3,359千円	1人	3,327千円	1人	3,480千円
		臨時職員	人	千円	人	千円	人	千円	人	千円
		人件費合計	31.15人	255,596千円	31.15人	266,923千円	31.1人	284,746千円	31.1人	272,993千円
	総事業費		806,092		863,110千円		885,911千円		872,600千円	
	財源内訳	国都支出金	千円		33,880千円		千円		23,000千円	
		地方債	千円		千円		千円		千円	
基金		千円		50,000千円		千円		千円		
一般財源		806,092千円		779,230千円		885,911千円		849,600千円		
財源合計		806,092千円		863,110千円		885,911千円		872,600千円		
事業実績	【活動指標名】			単位	H22年度	H21年度	H20年度			
	活動実績	給食の提供食数	小学校	食	2,342,253	2,301,823	2,258,230			
		給食の提供食数	中学校	食	1,025,112	1,014,799	988,003			
	効率指標 (事業費/活動指標)	総事業費	小・中学校給食提供食数		256円	267円	268円			
事業成果	【成果指標名】			単位	H22年度	H21年度	H20年度			
	成果実績 (事業目標達成状況)	給食の提供食数	小学校	食	2,342,253	2,301,823	2,258,230			
		給食の提供食数	中学校	食	1,025,112	1,014,799	998,003			
		計		食	3,367,365	3,316,622	3,256,233			
	【備考】									
事業の自己評価	課題等	学校給食調理業務の2施設は、建設後約40年経過し、老朽化が著しく維持管理が難しく、施設改修工事及び修繕費が増大する状況となっており、洗浄センターも約17年が経過して、食器洗浄機器及び消毒保管庫の大型修繕が必要となってきた状況の中『府中市学校給食センター設備設備検討協議会』を平成22年に設置し、施設整備についてまとめた。平成23年度は更に施設整備の検討・研究・分析等が必要である。								
	今後の方向性	『府中市学校給食センター施設整備検討協議会』でまとめたこれからの府中市学校給食センター像①給食内容の充実及び安全・安心でおいしい生きた教材として活用できるような給食の提供、②文部科学省が示す「学校給食衛生管理基準」を遵守した給食、③ふちゅうっ子の食育の拠点、④児童・生徒と市民のための新しい機能の導入を参考に、更に施設整備の検討・研究・分析を行ってゆく。								
比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)		平成22年度東京都における学校給食の実態（関係部分）添付								
特記事項 (事業の沿革等)		府中市の第一学校給食センターは、中学校給食を早期に実施するため、昭和45年4月に設置され、同年6月から給食を実施しており、その後の児童・生徒の増加等に伴い、昭和50年7月に第二学校給食センターが設置されました。現在は、第一学校給食センターで市立小学校22校中19校（*自校給食3校）を、第二学校給食センターでは市立中学校11校全ての給食を調理し、各校に配送しております。学校給食洗浄センターは、平成5年9月に小・中学校の食器を洗浄・消毒・保管する施設として開設されました。								

学校給食センター管理運営事業

府中市には、小学校22校、中学校11校の市立学校があります。そのうち小学校3校を除く30校において、給食センター方式による学校給食を実施しております。

学校給食の運営については、府中市が施設設備の管理運営費、人件費及び光熱水費等を負担し、保護者の皆さんには食材料費を負担していただいております。

1 施設・設備の概要

(1) 第一学校給食センター

(施設)

開設	昭和45年6月1日
敷地面積	4,707.19 m ²
建築面積	1,680.00 m ² (鉄筋コンクリート造、一部2階建)
調理能力	13,000食
建設費	円

(主たる設備)

回転煮炊釜	90kg	17基	包丁まな板殺菌保管庫	2台
連続揚物機		2台	食缶洗浄機	1台
連続焼物機		2台	食器洗浄機	1台
フードスライサー		5台	洗米機	1台
みじん切機		1台	油ろ過機	4台
賽の目切機		3台	消毒保管庫	一式
高速度ミキサー		1台	野菜洗浄機	1台
真空冷却機		1台		

(2) 第二学校給食センター

(施設)

開設	昭和50年7月1日
敷地面積	4,542.81 m ²
建築面積	1,365.00 m ² (鉄筋コンクリート造、一部2階建)
調理能力	7,000食
建設費	420,292,000円

(主たる設備)

回転煮炊釜	90kg	10基	大型ミキサー	1台
ガス回転釜	45kg	1基	包丁まな板殺菌保管庫	1台
連続揚物機		2台	食缶洗浄機	1台
連続焼物機		1台	食器洗浄機	1台
みじん切機		1台	洗米機	1台
フードスライサー		3台	油ろ過機	一式
賽の目切機		2台	消毒保管庫	一式
高速度ミキサー		1台	野菜洗浄機	1台
真空冷却機		1台	スチームコンベクションオーブン	1台

(3) 学校給食洗浄センター

(施設)

開 設 平成5年9月1日

建築面積 1,199.55㎡(鉄筋コンクリート造、地下1階、地上2階建)

建設費 1,966,772,000円

(主たる設備)

食器洗浄機 6台

(浸漬槽、食器供給機、食器整理機を含む一連のシステム)

立体式熱風消毒保管庫 14台

(洗浄した食器を熱風消毒し、食器棚を回転させ収納する保管庫)

コンテナ洗浄機 2台

(食器配送用コンテナを洗浄する)

コンベアー 一式

(洗浄した食器を保管庫に移動する駆動コンベアー)

2 給食数(平成23年5月1日現在)

区 分	小 学 校	中 学 校	合 計
児 童 生 徒 数	11,957 人	5,593 人	17,550 人
教 職 員 等	597 人	331 人	928 人
計	12,554 人	5,924 人	18,478 人
学 級 数	399 学級	157 学級	556 学級

(注) 1 小学校は単独校3校を除く19校分

2 中学校は全校11校分

3 教職員は、本務者のみ計上

4 クラス数は普通学級の合計

3 標準的な実施回数

小学校 185回

中学校 178回

(注) 学校行事などにより実施回数は変動します。

4 給食センター稼働日(平成22年度実績)

小学校 190日

中学校 193日

5

(単位 円)

区 分	低学年	中学年	高学年	教員・その他
小 学 校	3,600	3,800	4,000	4,400
中 学 校	一律 4,400			4,800

事業シート（概要説明書）

事務事業名	障害者自立移動支援事業（心身障害者福祉タクシー事業）	事業開始年度	昭和57年度	
上位施策事業名	障害者の社会参加支援	担当部名	福祉保健部	
根拠法令	府中市福祉タクシー事業実施要綱	担当課・係名	障害者福祉課生活係	
事務区分	<input checked="" type="checkbox"/> 自治事務 <input type="checkbox"/> 法定受託事務	作成責任者	村越 功一郎	
事業概要	事業の必要性・実施の背景	電車・バス等通常の交通機関を利用することが困難な心身障害者がタクシーを利用する場合に、その運賃の一部を助成することにより外出の利便をはかり、もって日常生活の向上と福祉の増進に寄与する。		
	目的 (何をどうするために)	障害者の移動に関わる費用の一部を助成することで、障害者の経済的負担の軽減や日常生活の向上・安定を図り、社会参加を促進する。		
	目標 (何がどうなれば達成か)	障害者基本法改正(案)第3条第1号に、「全ての障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。」とある。精神障害者、難病患者など外出が制約される者にも同様の支援を行い、インクルーシブ(含んだ、包括的な)な社会が構築されること。		
	対象 (誰・何を対象に)	市内に住所を有する心身障害者（身体障害者手帳1・2級と下肢・体幹・内部障害3級、愛の手帳1～3度。）平成23年3月31日現在4,823名（人口比1.9%）ただし下肢等障害3級を除く（人数不明のため）		
	実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施		
		<input type="checkbox"/> 業務委託 又は <input type="checkbox"/> 指定管理（委託先又は指定管理者：）		
<input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕（補助先： 実施主体：）				
<input type="checkbox"/> 貸付（貸付先：） <input type="checkbox"/> その他（）				
事業内容 (手段、手法など)	<p>※当該事業以下に細事業がある場合は、事業費とともに記載</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉タクシー券の利用者は、主に自分や家族が車を運転しない方やできない方（運転する方はガソリン費助成か福祉タクシー券のどちらか選択） ・福祉タクシー券 <ul style="list-style-type: none"> A券…年間31,800円分(600円券40枚+100円券78枚) 対象者の内、B券対象者以外 B券…年間39,000円分(600円券60枚+100円券30枚) 対象者の内、身体障害者手帳1・2級の下肢、体幹機能障害 利用方法等 <ul style="list-style-type: none"> ・利用者は、表紙に本人顔写真が貼付され、利用者番号、氏名、住所、生年月日が記載された利用者証をタクシー乗務員に提示する。 ・目的地まで乗車し、福祉タクシー券で支払う。（例 運賃1,050円の場合 600円券1枚と100円券4枚と現金50円を支払う。） ・利用できるタクシー会社（市と協定）は十全交通、府中観光、京王自動車他28社（平成23年4月1日末現在） ・タクシー会社は、受け取ったタクシー券の金額と事務費（請求総額÷初乗り運賃金額710円×100円）を市へ請求する。 			
関連事業 (同一目的事業等)	心身障害者自動車ガソリン等費用助成事業、車いす福祉タクシー事業			

事業シート（概要説明書）

事務事業名		障害者自立移動支援事業（心身障害者福祉タクシー事業）				事業開始年度		昭和57年度			
		23年度（予算）		22年度（決算）		21年度（決算）		20年度（決算）			
コスト	事業費	報酬		千円		千円		千円			
		委託料		千円		千円		千円			
		需用費		656千円		403千円		437千円			
		役務費		296千円		296千円		297千円			
		扶助費		77,349千円		73,244千円		72,290千円			
		事業費合計		78,301千円		73,943千円		73,024千円			
	人件費	担当正職員		0.2人	1,674千円	0.2人	1,746千円	0.2人	1,867千円	0.2人	1,791千円
		嘱託員		人	千円	人	千円	人	千円	人	千円
		臨時職員		人	千円	人	千円	人	千円	人	千円
		人件費合計		0.2人	1,674千円	0.2人	1,746千円	0.2人	1,867千円	0.2人	1,791千円
総事業費		79,975千円		75,689千円		74,891千円		71,249千円			
財源 内訳	国都支出金		千円		千円		千円		千円		
	地方債		千円		千円		千円		千円		
	その他特財		千円		千円		千円		千円		
	一般財源		79,975千円		75,689千円		74,891千円		71,249千円		
	財源合計		79,975千円		75,689千円		74,891千円		71,249千円		
事業実績	【活動指標名】				単位	H22年度	H21年度	H20年度			
	交付者				人	2,559	2,461	2,494			
	福祉タクシー券A券発行枚数				枚	176,230	170,329	163,482			
	福祉タクシー券B券発行枚数				枚	33,041	34,414				
効率指標 (事業費/活動指標)		総事業費 / 交付者(人)		円	29,578	30,431	28,568				
事業成果	【成果指標名】				単位	H22年度	H21年度	H20年度			
	身体障害者手帳1・2級（下肢等障害3級を除く）、愛の手帳1～3度に対する交付率				%	53.1	52.2	53.7			
						2,559/4,823	2,461/4,715	2,494/4,642			
	【備考】										
事業の自己評価	課題等		障害者基本法改正（案）第2条第1号に、「「障害者」とは身体障害、知的障害、精神障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と規定されている。この法の精神に基づき、心身障害者だけでなく、その他の障害者の外出支援や社会参加を促進する必要がある。								
	今後の方向性		障害当事者団体、家族会などから「障害の種別による格差（差別）をなくすように」との強い要望がある。電車やバスの利用で、パニック障害を引き起こす恐れのある精神障害者などに対象を拡充する必要があると考える。								
比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)		福祉タクシー事業を実施しているのは、26市中23市（青梅、町田、あきる野がしていない）。心身障害者に加え、精神障害者手帳1級を対象にしているのは1市（多摩）、精神障害者手帳1・2級を対象にしているのは1市（小金井）、難病を対象にしているのは4市（福生、東久留米、稲城、羽村）。所得制限（マル障医療助成基準等）を設けているのは4市（武蔵野、三鷹、東村山、西東京）。									
特記事項 (事業の沿革等)		利用率（配付した券の総額に対する利用した券の額の割合）は75.2%である。通院や必要とする社会参加など、真に必要な場面で利用しているものである。									

事業シート（概要説明書）

事務事業名	障害者認可施設運営費助成事業	事業開始年度	平成4年度
上位施策事業名	障害者の地域生活支援	担当部名	福祉保健部
根拠法令	府中市障害者（児）更生・援護振興費補助金交付要綱	担当課・係名	障害者福祉課生活係
事務区分	<input checked="" type="checkbox"/> 自治事務 <input type="checkbox"/> 法定受託事務	作成責任者	村越 功一郎
事業概要	事業の必要性・実施の背景	障害者の福祉の増進と社会参加の促進を図るためには、授産活動や訓練指導等を実施している施設の充実したサービスの提供が必要不可欠であり、施設運営に対する支援は継続して行う必要がある。	
	目的 (何をどうするために)	施設運営の安定、充実に貢献し、障害者福祉の向上に寄与する。	
	目標 (何がどうなれば達成か)	認可施設の安定した運営を支援し、障害者の自立の促進を図る。	
	対象 (誰・何を対象に)	一般就労が困難な在宅障害者に通所の方法で授産・訓練指導を実施している社会福祉法人が運営する認可施設（はるみ福祉園、ひまわり園、共同作業所、あゆみ園、ギャロップ、作業所スクラム）	
	実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施	
		<input type="checkbox"/> 業務委託 又は <input type="checkbox"/> 指定管理（委託先又は指定管理者：）	
<input checked="" type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕（補助先：認可施設 実施主体：府中市）			
<input type="checkbox"/> 貸付（貸付先：） <input type="checkbox"/> その他（）			
事業内容 (手段、手法など)	<p>社会福祉法人等認可施設において実施する、障害者（児）更正・援護事業の振興に要する経費の一部について、補助金を交付し、障害者（児）の福祉の向上を図る。補助金を計算する上で、対象経費の人員費、事務事業費の単価を規定し、年4回に分けて、認可施設に対し、事業に要する経費について補助金を交付する。</p> <p><補助の内訳>（要綱と金額が異なるのは、市予算の制約による減額を反映しているため）</p> <p>人員費 嘱託医年額214,000円、理学療法士月額1,800円×通所者数、運転手年額800,000円、重度加算月額55,900円×通所者数</p> <p>事務事業費 基本経費月額16,100円×通所者数、車両費月額5,900円×通所者数</p> <p>平成21年度から平成23年度に限り、社会福祉法人が運営する精神障害者通所授産施設で指定障害福祉サービス事業所に、東京都包括補助金が月額19,600円×通所者数分が交付されている。</p> <p>（例 A施設） 通所者34人</p> <p>人員費 嘱託医年額 214,000円、理学療法士月額 1,800円×34人×12ヶ月=734,400円、運転手年額 800,000円</p> <p>事務事業費 基本経費 16,100円×34人×12ヶ月=6,568,800円、車両費 5,900円×34人×12ヶ月=2,407,200円</p> <p>合計 10,724,400円 交付額 10,724,000円</p>		
関連事業 (同一目的事業等)			

事業シート (概要説明書)

事務事業名		障害者認可施設運営費助成事業				事業開始年度		平成4年度			
		23年度 (予算)		22年度 (決算)		21年度 (決算)		20年度 (決算)			
コスト	事業費	報酬		千円		千円		千円			
		委託料		千円		千円		千円			
		需用費		千円		千円		千円			
		役務費		千円		千円		千円			
		補助金		63,520 千円		61,469 千円		60,160 千円		54,269 千円	
		事業費合計		63,520 千円		61,469 千円		60,160 千円		54,269 千円	
	人件費	担当正職員		0.13 人	1,088 千円	0.12 人	1,115 千円	0.53 人	4,967 千円	0.32 人	2,866 千円
		嘱託員		人	千円	人	千円	人	千円	人	千円
		臨時職員		人	千円	人	千円	人	千円	人	千円
		人件費合計		0.13 人	1,088 千円	0.12 人	1,115 千円	0.53 人	4,967 千円	0.32 人	2,866 千円
総事業費		64,608 千円		62,584 千円		65,127 千円		57,135 千円			
財源 内訳	国都支出金		7,526 千円		4,939 千円		5,625 千円		0 千円		
	地方債		千円		千円		千円		千円		
	その他特財		千円		千円		千円		千円		
	一般財源		57,082 千円		57,645 千円		59,502 千円		57,135 千円		
	財源合計		64,608 千円		62,584 千円		千円		57,135 千円		
事業実績	【活動指標名】			単位	H22年度	H21年度	H20年度				
	補助金交付施設数			施設	6	6	6				
効率指標 (事業費/活動指標)		総事業費 / 6 施設		円	10,244,833	10,854,500	9,522,500				
事業成果	【成果指標名】			単位	H22年度	H21年度	H20年度				
	補助対象者数推移			人	142	137	130				
【備考】											
事業の自己評価	課題等		平成23年度中に全施設が障害者自立支援法に基づく新体系サービスへ移行できるよう取り組んでいるが、移行後の支援については未整備のため検討していく必要がある。								
	今後の方向性		自立支援法に基づく新体系サービスの移行期限後である平成24年度からは、他の施設補助金と要綱を統一し、必要な見直しを行ったうえで支援をしていく。								
比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)		他市における認可施設に対する補助の対応は様々であり、新体系移行した施設に対する補助についても、対応がまちまちである。									
特記事項 (事業の沿革等)		平成23年度から東京都による補助事業「障害者日中活動系サービス推進事業」が導入されたことにより、都補助の該当が平成22年度までは1施設だったところ、全施設対象となった。									

事業シート（概要説明書）

事務事業名	低所得者利用者負担対策事業	事業開始年度	平成12年度
上位施策事業名	府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	担当部名	福祉保健部
根拠法令	「低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の減額措置事業の実施について」平成12年5月1日老発第474号	担当課・係名	高齢者支援課
事務区分	<input checked="" type="checkbox"/> 自治事務 <input type="checkbox"/> 法定受託事務	作成責任者	芦川 伊智郎
事業概要	事業の必要性・実施の背景	景気低迷が続き、低所得者が利用者負担（自己負担1割）により必要な介護サービスを受けにくくなっている。低所得者が必要な介護サービスを確保するためにこの事業が必要である	
	目的（何をどうするために）	介護保険制度を利用する所得の低い方への支援として実施し、サービスの円滑な利用を促進する	
	目標（何がどうなれば達成か）	低所得者でも介護保険サービスの利用者負担による利用抑制が起きないようにする	
	対象（誰・何を対象に）	介護保険料に滞納がない。生活保護を受給していない。市町村民税が課税されていない。生計中心者の前年度における合計所得金額が150万円以下。これらの条件をすべて満たす者で社会福祉法人等による利用者軽減を受けていないもの。（合計所得金額80万円以下19,600人 平成23年3月末）	
	実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施	
		<input type="checkbox"/> 業務委託 又は <input type="checkbox"/> 指定管理（委託先又は指定管理者：_____）	
		<input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕（補助先：_____ 実施主体：_____）	
事業内容（手段、手法など）	<input type="checkbox"/> 貸付（貸付先：_____） <input type="checkbox"/> その他（_____）		
	<p>市民税が世帯非課税で年間収入が基準収入額（1人150万円）以内である高齢者を当該事業の軽減対象として認定し、介護保険サービスを利用した場合にその利用者負担分の25%を削減している。</p> <p>申請により所得を確認し、確認証を発行する。利用者はサービス利用時に事業者へ確認証を提示し、軽減された利用料でサービスを利用する。軽減した利用料は、受領委任払いとし、受領委任払いの委託手数料とともに市からサービス業者に支払う。</p> <p>なお、事業者にて減額されない場合については、利用者からの申請により、利用者に直接助成額を支払う償還払いも実施している。</p>		
関連事業（同一目的事業等）	<p>社会福祉法人等による利用者負担軽減 対象者が利用する事業者（社会福祉法人）が介護保険の利用者負担分と食費と居住費について、25%または50%軽減し、国・東京都・市・法人がその費用の一部を賄う。</p>		

事業シート（概要説明書）

事務事業名		低所得者利用者負担対策事業				事業開始年度		平成12年度		
		23年度（予算）		22年度（決算）		21年度（決算）		20年度（決算）		
コスト	事業費	扶助費	31,200千円	29,111千円	26,588千円	23,302千円				
		委託料	2,669千円	3,154千円	2,291千円	2,124千円				
		需用費	135千円	120千円	89千円	122千円				
		役務費	600千円	387千円	369千円	360千円				
		使用料	1,365千円	36千円	千円	千円				
		事業費合計	35,969千円	32,808千円	29,337千円	25,908千円				
	人件費	担当正職員	0.77人	6,421千円	1.5人	13,112千円	1.6人	14,959千円	0.9人	8,059千円
		嘱託員	人	千円	人	千円	人	千円	人	千円
		臨時職員	人	328千円	人	千円	人	273千円	人	293千円
		人件費合計	0.77人	6,749千円	1.5人	13,112千円	1.6人	15,232千円	0.9人	8,352千円
総事業費		42,718千円		45,920千円		44,569千円		34,260		
財源 内訳	国都支出金	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
	地方債	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
	その他特財	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
	一般財源	42,718千円	45,920千円	44,569千円	34,260千円					
	財源合計	42,718千円	45,920千円	44,569千円	34,260千円					
事業実績	【活動指標名】			単位	H22年度	H21年度	H20年度			
	低所得者利用者負担軽減件数			件	22,571	20,675	19,080			
	低所得者利用者負担軽減金額			円	29,111,077	26,588,445	23,302,112			
	受領委任払い締結サービス事業所数			件	156	147	144			
	効率指標 (事業費/活動指標)	総事業費	/	利用者人数	円	17,094	17,367	16,621		
事業成果	【成果指標名】			単位	H22年度	H21年度	H20年度			
	利用者人数			人	1,703	1,531	1,402			
	【備考】軽減対象人数の1割以内の利用を目標値としている									
事業の自己評価	課題等	段階的に補助対象サービスの拡大と補助割合を縮小してきたが、補助割合が一律であることは再検討が必要と考える。“在宅重視”という介護保険の考え方からいえば、在宅サービス利用に対する補助割合を重点化することも再考の余地がある。								
	今後の方向性	低所得者の介護保険利用の促進のための負担軽減施策の展開低所得者利用者負担対策について、都内の各自治体の取り組みは、訪問介護のみを対象に70%補助をしている自治体から、本市のように多くのサービスを対象とする自治体まで様々であり、一様ではない。今後は、他の低所得者対策との連携により、複合的に利用者負担の緩和ができないかを検討していく必要がある。								
比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)		26市中12市が実施（別紙参照）								
特記事項 (事業の沿革等)		平成15年 利用者負担分の70%軽減していたものを40%に見直した 平成18年 利用者負担分の40%軽減していたものを25%に見直した								

事業シート（概要説明書）

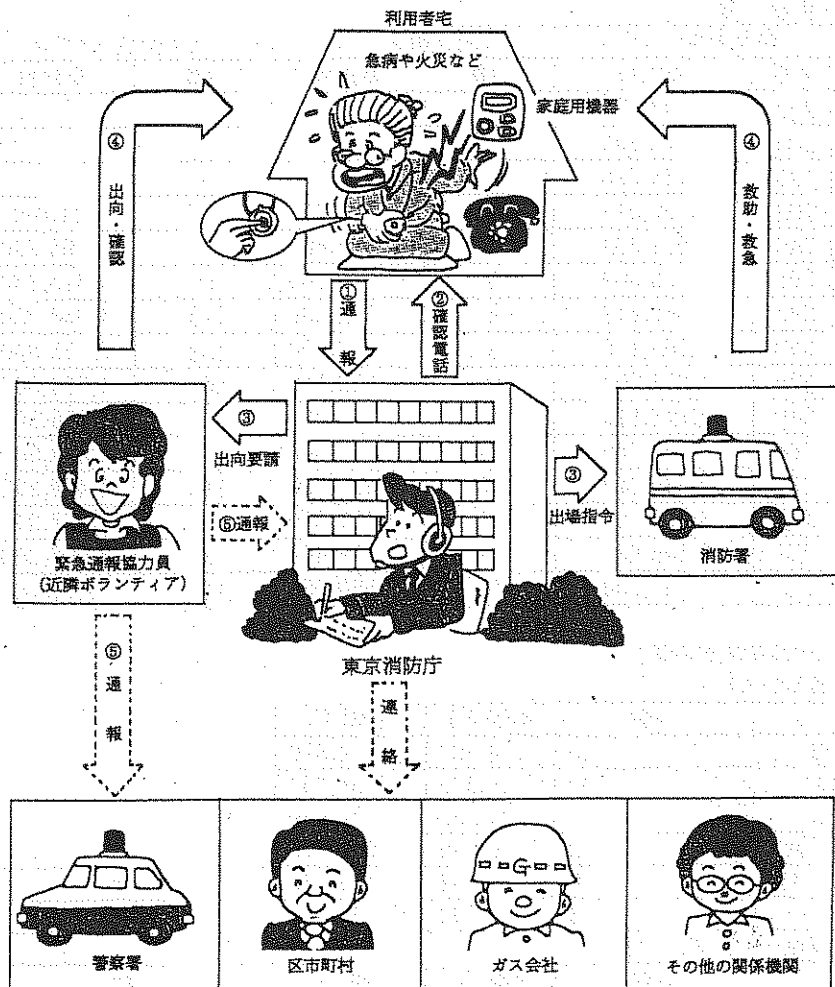
事務事業名	一人暮らし高齢者等緊急通報安全システム事業	事業開始年度	昭和60年度
上位施策事業名	高齢者の在宅生活支援	担当部名	福祉保健部
根拠法令	なし（府中市高齢者緊急通報安全システム事業実施要綱）	担当課・係名	高齢者支援課
事務区分	<input checked="" type="checkbox"/> 自治事務 <input type="checkbox"/> 法定受託事務	作成責任者	芦川 伊智郎
事業概要	事業の必要性・実施の背景	本事業は、慢性疾患等のある一人暮らし高齢者等の安否確認や、24時間・365日、緊急時の対応を行っており、高齢者の自立を支える環境を整え、住み慣れた地域で生活し続けられるためにも必要な事業である。	
	目的 (何をどうするために)	発作時に自身で電話等による通報が困難なため生命の危険に陥る恐れのある高齢者を対象に、病気等の突発的な事故及び火災が発生した時などの緊急時に消防庁等に自動通報し、救助することにより、高齢者の生活の安全を確保することを目的とする。	
	目標 (何がどうなれば達成か)	対象者が、体に異常を感じたり、あるいは突発的な事故などのため、緊急に助けを求めたいときに、首にかけているペンダントや通報機のボタンを押すことにより、東京消防庁または安全センターに通報され、必要に応じて協力員の現場派遣、救急車等の出動及び出動要請を行い、救助を行う。	
	対象 (誰・何を対象に)	65歳以上の一人暮らし及び高齢者のみ世帯で、心臓病・脳梗塞・意識障害を伴う疾病等の慢性疾患があるなど日常生活を営むうえで、常時注意を要する状態にある方 ※府中市 65歳以上人口45,786人うち単身世帯数11,981人（26.2%）平成23年4月1日現在	
	実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施	
		<input checked="" type="checkbox"/> 業務委託 又は <input type="checkbox"/> 指定管理（委託先又は指定管理者：岩通販売（株）、安全センター（株）、（社）東京消防設備保守協会）	
<input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕（補助先： 実施主体： ）			
<input type="checkbox"/> 貸付（貸付先： ） <input type="checkbox"/> その他（ ）			
事業内容 (手段、手法など)	<p>【利用開始までの流れ】</p> <p>①地域包括支援センターへ相談→②地域包括支援センター職員による自宅訪問（実態把握等）→③市へ申請→④設置の決定→⑤緊急通報装置の設置、サービス開始 ※特に設置から稼動において利用者負担を求めている。</p> <p>【システム内容】</p> <p>緊急通報システムには消防庁方式と民間方式、2つの方式がある。</p> <p>①消防庁方式（緊急通報システム・火災安全システム） 緊急時は、ペンダントや通報機のボタンを押すことにより電話回線を通じて東京消防庁へ直接通報される。通報を受け、電話等で本人と直接連絡が取れない場合、緊急事態発生と考えすぐに救急車を出動させるとともに近所の緊急通報協力員に電話をし、状況確認を要請する。 この方式は消防庁の要請に応じて駆けつけ、非常時に開錠することのできる協力員をあらかじめ登録しておくことが必要となる。 なお、本方式利用者は火災発生時に熱や煙を感知する事により消防庁へ自動通報する火災安全システムを設置・利用する事（別途申請が必要）が可能。</p> <p>②民間方式（緊急通報システムのみ） 緊急通報協力員の登録ができない場合は民間方式による緊急通報システムの利用となる。ペンダントや通報機のボタンを押すことにより安全センターに通報される。通報を受け専門スタッフが登録情報をもとに、必要に応じて救急車の出動要請を行う。なお、本方式は火災安全システムには対応していないため利用することはできない。消防庁方式との相違点として月1回の定期的なお伺いコールや、通報装置を利用した健康・介護相談・医療機関などの案内サービスを実施している。</p>		
関連事業 (同一目的事業等)	緊急時の支援事業について、関連事業はない。		

事業シート（概要説明書）

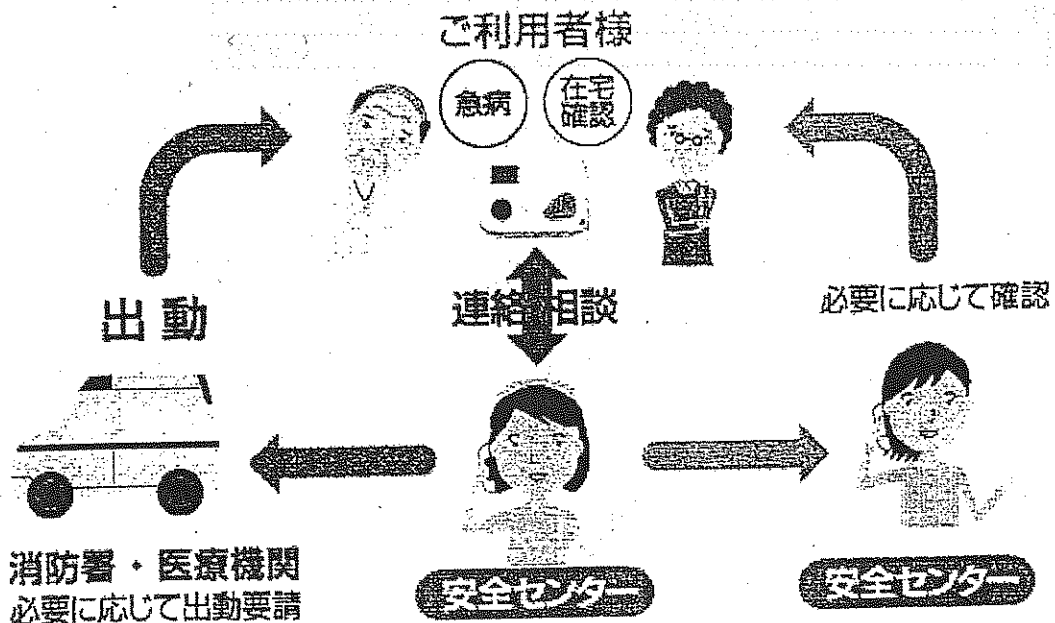
事務事業名		一人暮らし高齢者等緊急通報安全システム事業				事業開始年度		昭和60年度		
コスト	事業費	23年度（予算）		22年度（決算）		21年度（決算）		20年度（決算）		
		報酬	2,300千円	1,878千円	1,922千円	2,169千円				
		委託料	10,315千円	7,738千円	7,823千円	7,780千円				
		需用費	48千円	44千円	40千円	43千円				
		役務費	111千円	82千円	71千円	53千円				
		備品購入費・扶助費	2,426千円	893千円	1,614千円	1,504千円				
	事業費合計	15,200千円	10,635千円	11,470千円	11,549千円					
	人件費	担当正職員	0.55人	4,603千円	0.4人	3,497千円	0.5人	4,675千円	0.7人	6,268千円
		嘱託員	人	千円	0人	0千円	0人	0千円	0人	0千円
		臨時職員	人	千円	0人	0千円	0人	0千円	0人	0千円
人件費合計		0.55人	4,603千円	0.4人	3,497千円	0.5人	4,675千円	0.7人	6,268千円	
総事業費	19,803千円	14,132千円	16,145千円	17,817千円						
財源内訳	国都支出金	3,800千円	3,853千円	4,078千円	4,065千円					
	地方債	千円	千円	千円	千円					
	その他特財	千円	千円	千円	千円					
	一般財源	16,003千円	10,279千円	12,067千円	13,752千円					
	財源合計	19,803千円	14,132千円	16,145千円	17,817千円					
事業実績	活動実績	【活動指標名】		単位	H22年度	H21年度	H20年度			
		消防庁方式利用者数（機器設置台数）		人	232	257	262			
		民間方式利用者数（ " ）		人	74	66	52			
		火災安全システム利用者数（ " ）		人	120	124	133			
	効率指標 （事業費/活動指標）	総事業費	／	緊急通報システム延利用者数	円	46,183	49,984	56,742		
事業成果	成果実績 （事業目標達成状況）	【成果指標名】		単位	H22年度	H21年度	H20年度			
		消防庁方式通報件数		件	22	24	33			
		民間方式通報件数		件	33	15	15			
		火災安全システム通報件数		件	2	5	3			
	【備考】※システム導入によって、上記件数の通報があり、救急車等の出動があった。									
事業の自己評価	課題等	消防庁方式は、近隣の地域協力体制により速やかな援助を得るため、協力員を登録するシステムになっているが、近年協力員を見つけることが難しく民間方式を利用する方が増加している。								
	今後の方向性	消防庁方式は、平成24年度～平成26年度の3年間で、現行のデータ通信システムから音声システムへ移行の予定。そのため、新たに機器の交換が必要となり、これに伴う経費の増大が懸念される。同方式の今後の協力員確保の問題を絡め、この機会に民間方式に切り替えることも含めて検討していくことが必要である。								
比較参考値 （他自治体での類似事業の例など）	緊急通報システムは26市全てが実施している。 火災安全システムは調布、国立、東久留米、あきる野の4市を除く22市が実施している。									
特記事項 （事業の沿革等）										

緊急通報システム

【消防庁方式】



【民間方式】 ※緊急通報協力員の登録ができない場合



一人暮らし高齢者等緊急通報安全システム事業

年度別事業一覧

年度	緊急通報システム		民間通報システム		火災安全システム		利用者 (台)	協力員 (人)
	台数	委託料	台数	委託料	台数	委託料		
8	233	5,748,327	-	-	-	-	233	507
9	208	3,604,802	-	-	-	-	208	476
10	195	4,136,218	-	-	-	-	195	466
11	208	4,136,218	2	8,400	12	924,840	210	493
12	240	5,551,334	5	226,800	31	1,495,830	245	505
13	268	6,476,589	6	298,200	55	4,643,730	274	537
14	295	7,850,619	6	302,400	115	4,663,260	301	608
15	330	4,263,126	6	260,400	153	2,515,800	336	689
16	326	4,257,792	14	352,800	151		340	673
17	349	4,616,619	21	898,800	144	1,018,500	370	673
18	288	5,253,759	35	1,293,600	147	1,524,600	323	516
19	275	4,326,063	47	2,230,200	145	1,459,500	322	501
20	262	3,861,291	52	2,591,400	133	1,327,200	314	447
21	257	3,546,921	66	3,179,400	124	1,096,200	323	468
22	232	3,267,600	74	3,550,365	120	919,800	306	406

(平成22年度委託料内訳)

○緊急通報システム

区分	台数	単価(円)	金額(円)	
設置	13	24,990	324,870	
撤去	30	15,225	456,750	
移設	1	34,650	34,650	
保守点検	222	10,185	2,261,070	
バッテリー交換	30	5,292	158,760	計
コンセント	3	10,500	31,500	3,267,600

○民間通報システム(リース料)

区分	台数	単価(円)	金額(円)	計
設置	867	4,095	3,550,365	3,550,365

○火災安全システム

区分	台数	単価(円)	金額(円)	
設置	6	46,200	277,200	
撤去	13	6,300	81,900	
移設	0	50,400	0	
保守点検	117	4,200	491,400	
障害修理	0	8,400	0	計
更新	3	23,100	69,300	919,800

事業シート（概要説明書）

事務事業名	健康診査事業（一般健康診査事業）	事業開始年度	昭和37年度										
上位施策事業名	健康診査事業の実施	担当部名	福祉保健部										
根拠法令	健康増進法 府中市成人健康診査実施要綱 府中市若年層健康診査実施要綱 府中市骨粗しょう症検診実施要綱	担当課・係名	健康推進課										
事務区分	■自治事務 ■法定受託事務	作成責任者	松下民夫										
事業の必要性・実施の背景	<p>○老人保健法から高齢者の医療の確保に関する法律への制度改革により、内臓脂肪型肥満に着目した生活習慣病予防のための健康診査及び保健指導の実施が医療保険者に義務化され、一般健康診査では、無保険者に対する健康診査が位置づけられた。また、それに伴い検査項目が変更され、必須の検査項目以外は、加入の保険によりばらつきがあるため、健康管理に必要な項目を受診者が公平に受診できる様追加健診として実施することとなった。また、生活習慣病予防に関しては、若年からの取組みが必要であり、職場等で健診を受診する機会がない若年層の方に、健診の機会を提供する必要があり、実施している。</p> <p>○骨粗しょう症は、主に高齢期に発症する疾患であるが、予防においては、若年からの取組みが重要であり、検診を行うことにより骨粗しょう症予防への啓発を図る必要がある。</p>												
目的 (何をどうするために)	<p>○成人健康診査、または若年層健康診査の受診をきっかけとし、生活習慣病予防に役立てる。</p> <p>○内臓脂肪型肥満に着目し、その要因となっている生活習慣を改善するために保健指導を行い、生活改善の動機付け及び行動変容を促す。</p> <p>○骨粗しょう症検診を行い、骨量減少者を早期に発見し、骨粗しょう症の予防及び生活習慣の改善指導等を行う</p>												
目標 (何がどうなれば達成か)	<p>個々の健康感の向上、生活習慣の改善。 成人健康診査の受診率50% 健康増進法保健指導(成人健康診査対象)実施率25%</p>												
対象 (誰・何を対象に)	<p>○成人健康診査…40歳以上の生活保護を受給している（又は中国残留邦人）無保険者</p> <p>○若年層健康診査（府中市独自に実施）…18歳～39歳の市民</p> <p>○健康増進法保健指導…成人健康診査・若年層健康診査（府中市独自）の受診者のうち保健指導の基準に該当する市民</p> <p>○健康診査追加健診（府中市独自）…特定健康診査・後期高齢者医療健康診査受診者</p> <p>○骨粗しょう症検診…20歳から70歳までの5歳刻みの女性市民（20～35歳については、府中市独自に実施）</p>	対象人数 H23	<table border="1"> <tr> <td>成人健康診査</td> <td>2,968</td> </tr> <tr> <td>若年層健康診査</td> <td>79,127</td> </tr> <tr> <td>骨粗しょう症検診</td> <td>17,204</td> </tr> </table>	成人健康診査	2,968	若年層健康診査	79,127	骨粗しょう症検診	17,204				
成人健康診査	2,968												
若年層健康診査	79,127												
骨粗しょう症検診	17,204												
事業概要 実施方法	■直接実施												
	■業務委託又は□指定管理(委託先又は指定管理者：府中市医師会・保健教育センター・菊野台クリニック)												
	■補助金〔直接・間接〕（補助先： 実施主体：)												
	□貸付（貸付先：) □その他（)												
事業内容 (手段、手法など)	<p>○成人健康診査…対象者に受診券を送付し医療機関にて診査受診。追加検診としてのX線検査、心電図、眼底検査、尿酸、クレアチニン、貧血に関しては、府中市独自に実施</p> <p>○若年層健診……申込制(人数が多い場合は抽選) 受診券にて医療機関で受診 ・健診内容…問診・身体計測・血圧・尿検査・血液検査・胸部X線・心電図検査・眼底検査(医師の判断) ・健診結果については、医療機関より説明を受ける。また、全員にメボリックシフトルームに関する情報提供を行う</p> <p>・健診期間…7月～9月</p> <p>○特定健康診査(国民健康保険及び社会保険等)及び後期高齢者医療健康診査の健康診査追加項目……追加検診としてのX線検査、心電図、眼底検査、尿酸、クレアチニン、貧血検査は府中市独自に実施</p> <p>○健康増進法保健指導……メボリックシフトルームのリスクが現れている対象者に、利用券を送付し、保健・栄養指導等保健指導を行う。成人健康診査受診者は、外部委託にて実施</p> <p>○骨粗しょう症検診…申込制(人数が多い場合は抽選) ・検診内容……身長・体重の計測、超音波法による骨密度測定、結果説明を行う。また、骨粗しょう症の健康教育及び健康相談等の関連事業を同時実施。</p>		<p>22年度決算：千円</p> <table border="1"> <tr> <td>成人健康診査</td> <td>17,392</td> </tr> <tr> <td>若年層健康診査</td> <td>9,915</td> </tr> <tr> <td>健康診査追加項目</td> <td>276,295</td> </tr> <tr> <td>健康増進法保健指導</td> <td>339</td> </tr> <tr> <td>骨粗しょう症検診</td> <td>655</td> </tr> </table>	成人健康診査	17,392	若年層健康診査	9,915	健康診査追加項目	276,295	健康増進法保健指導	339	骨粗しょう症検診	655
成人健康診査	17,392												
若年層健康診査	9,915												
健康診査追加項目	276,295												
健康増進法保健指導	339												
骨粗しょう症検診	655												
関連事業 (同一目的事業等)	特定健康診査・後期高齢者医療健康診査・特定保健指導・総合健康診査												

事業シート（概要説明書）

事務事業名		健康診査事業（一般健康診査事業）				事業開始年度		昭和37年度				
		23年度（予算）		22年度（決算）		21年度（決算）		20年度（決算）				
コスト	事業費	委託料		339,262 千円		303,765 千円		286,312 千円		311,282 千円		
		需用費		639 千円		424 千円		611 千円		1,116 千円		
		役務費		502 千円		407 千円		289 千円		1,125 千円		
		その他		0 千円		0 千円		0 千円		0 千円		
		事業費合計		340,403 千円		304,596 千円		287,212 千円		313,523 千円		
コスト	人件費	担当正職員		4.5 人 37,663 千円		4.5 人 39,338 千円		4.9 人 45,813 千円		5 人 44,770 千円		
		嘱託員		0 人 0 千円		0 人 0 千円		0 人 0 千円		0 人 0 千円		
		臨時職員		118 人 907 千円		68.8 人 608 千円		80.8 人 726 千円		101.3 人 639 千円		
		人件費合計		122.5 人 38,570 千円		73.3 人 39,946 千円		85.7 人 46,539 千円		106.3 人 45,409 千円		
総事業費		378,973 千円		344,542 千円		333,751 千円		358,932 千円				
財源 内訳	国都支出金		15,115 千円		10,947 千円		6,803 千円		114,790 千円			
	一般財源		363,858 千円		333,595 千円		326,948 千円		244,142 千円			
	財源合計		378,973 千円		344,542 千円		333,751 千円		358,932 千円			
事業実績	【活動指標名】			単位	H22年度	H21年度	H20年度					
	成人健康診査受診者			人	999	901	818					
	若年層健康診査受診者(若年男性)			人	123	66	118					
	若年層健康診査受診者(若年女性)			人	460	224	534					
	特定健康診査・後期高齢者医療健診の追加健診			人	35,702	34,827	32,978					
	骨粗しょう症検診受診者			人	421	229	704					
	効率指標 (事業費/活動指標)											
事業費 / 成人健康診査・若年男性・保健指導			円	17,378	17,676	19,800						
事業費 / 特定健康診査等追加健診分			円	7,739	7,624	7,709						
事業費 / 骨粗しょう症・若年女性			円	9,557	9,375	8,456						
事業成果	【成果指標名】				H22年度	H21年度	H20年度					
	成人健康診査受診率（対象者に対する受診率）			%	35.8	36.8	38.6					
	若年層健康診査受診率（定員に対する受診率）			%	70.2	34.9	78.6					
	健康増進法保健指導実施率（成人健康診査）			%	23.3	21.9	23					
	骨粗しょう症検診受診率（定員に対する受診率）			%	84.2	32.7	100.6					
【備考】												
事業の自己評価	課題等		<p>○成人健康診査については、毎年、対象者及び受診者とも増えているため予算についても見直していく必要がある。</p> <p>○若年層健康診査については、申込・周知方法を検討し受診率の向上が課題</p> <p>○骨粗しょう症検診については、受診者の年齢が高齢者が多いことが課題である。</p>									
	今後の方向性		<p>○健康診査の周知方法・受付方法の見直しを行い、必要な方が検査を受けられるようにする。</p> <p>○骨粗しょう症検診の必要性を周知し、若年層が受診しやすいよう受付方法を見直す。</p> <p>○健診・検診に関し、今後、一部負担金の検討を行っていく必要あり。</p>									
比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)		<p>○武蔵野市</p> <p>○調布市</p> <p>○小金井市</p> <p style="text-align: center;">別紙参照</p>										
特記事項 (事業の沿革等)		<p>23年度より、女性健康診査費が一般健康診査費に組み込まれ、若年層健康診査の女性の健診及び骨粗しょう症検診を一般健康診査内で実施することとなった。</p> <p>特定健康診査が開始された20年度は、転入者等国民健康保険への異動者について、一般健康診査費内で支払いを行っていた。</p>										

各種健診 他市の状況

区分	若年層健診			骨粗しょう症検診		
	対象		周知方法	対象	実施方法	周知方法
武蔵野市	30～39歳	医師会委託	市報・健康だより・ポスター・ホームページ	20～70歳の5歳きざみの女性	武蔵野市健康開発事業団に委託	市報・健康だより・勧奨通知・チラシ
	H21実績 特定健康診査等と同時集計			H21実績 330名		
小金井市	35～39歳	東京都予防医学協会	市報・ホームページ	35～70歳の5歳刻みの女性	菊野台クリニック	市報・ホームページ等
	H21実績 82名			H21実績 177名		
調布市	35歳	医療機関委託	個別通知	65・70歳の女性	労働衛生協会	個別通知
	H21実績 863名(対象者4,104名)			H21実績 292名(定員344名)		
府中市	18～39歳	医師会委託	市報・ホームページ	20～70歳までの5歳きざみの女性 市民(20～35歳については、府中市独自に実施)	菊野台クリニック	市報・ホームページ
	H21実績 290名			H21実績 229名		

成人健康診査委託料

(単位 円)

診査項目		単価	
な基 健本 診的	訪問なし	9,240	
	訪問あり	11,240	
追加 健診	貧血検査	300	
	心電図	2,000	
	X線検査	2,540	
	尿酸・クレアチニン	300	
	眼底検査	精密	1,490
		カメラ(フィルム代含む)	2,720
		精密+カメラ(フィルム代含む)	4,210
他医 院依 頼分	X線検査	5,830	
	眼底検査	精密	5,090
		カメラ(フィルム代含む)	6,320
		精密+カメラ(フィルム代含む)	7,810

平成23年度 府中市の成人保健事業のご案内

府中市福祉保健部健康推進課(府中市府中町1-30保健センター分館内)

各事業の詳細は「広報ふちゅう」をご覧ください。 問合せは 成人保健係 電話 368-6511へ

～定期的な健康チェックと病気の予防のために～
 ※各年齢は平成24年3月31日現在の年齢となります。
 ※広報掲載日は変更する場合があります。

事業名	事業内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
胃がん検診	胃のX線撮影(バリウム造影) ①27/11号広報 30歳以上(申込み制・抽選)	②4/11号 ↓ ①	③6/11号 ↓ ②	④8/11号 ↓ ③	⑤10/11号 ↓ ④	⑥12/1号 ↓ ⑤	⑥						
大腸がん検診	便潜血反応検査(2日法) 40歳以上(申込み制・抽選)	①4/1号 ↓ ①	②8/21号 ↓ ②	③10/1号 ↓ ③	④12/1号 ↓ ④	⑤10/1号 ↓ ⑤	⑥12/1号 ↓ ⑥						
乳がん検診	マンモグラフィ及び視触診 ①27/11号広報 40歳以上の女性(申込み制・抽選) 個人負担金 2,000円 (平成22年度市の乳がん検診受診者は除く)	① ↓ ①	② ↓ ②	③ ↓ ③	④ ↓ ④	⑤ ↓ ⑤	⑥ ↓ ⑥						
子宮がん検診	頸がん検診(必要な方のみ体ががん検診) 20歳以上の女性(申込み制・抽選)	①4/21号 ↓ ①	②9/1号 ↓ ②	③6/1~7/31 ↓ ③	④10/1~11/30 ↓ ④	⑤10/1~11/30 ↓ ⑤	⑥12/1号 ↓ ⑥						
肺がん検診	胸部X線撮影、喀たん検査 40~69歳(申込み制・抽選)	5/1号 ↓ 5/1号	6/22~24 ↓ 6/22~24	保健センター分館で実施	保健センター分館で実施	保健センター分館で実施	保健センター分館で実施	保健センター分館で実施	保健センター分館で実施	保健センター分館で実施	保健センター分館で実施	保健センター分館で実施	保健センター分館で実施
喉頭がん検診	間接喉頭鏡又は喉頭ファイバースコープ 50~60歳(申込み制・抽選)						9/1号 ↓ 9/1号	10/1~10/31 ↓ 10/1~10/31	市内協力医療機関で実施	市内協力医療機関で実施	市内協力医療機関で実施	市内協力医療機関で実施	市内協力医療機関で実施
骨粗しょう症検診	骨密度測定・骨粗しょう症の予防の講話など 20・25・30・35・40・45・50・55・60・65・70歳の女性 (申込み制・抽選)	5/21号 ↓ 5/21号	7/7~9 ↓ 7/7~9	保健センター分館で実施	保健センター分館で実施	7/1~9/30 ↓ 7/1~9/30	市内協力医療機関で実施	市内協力医療機関で実施	市内協力医療機関で実施	市内協力医療機関で実施	市内協力医療機関で実施	市内協力医療機関で実施	市内協力医療機関で実施
若年層健康診査	身体計測・問診・尿・血液・胸部X線の検査等 18歳~39歳(申込み制・抽選)	4/11号 ↓ 4/11号											
肝炎ウイルス検診	40歳以上(申込み制) (過去に肝炎ウイルス検診を受診したことがある方を除く) 但し、昭和46年4月1日~昭和47年3月31日生まれの方は受診勧奨通知を送付												
肺炎球菌予防接種	平成23年9月1日現在 65歳以上(申込み制・抽選) (過去に市の助成を受けて接種したことがある方を除く) 個人負担金 5,000円												
子宮頸がん予防ワクチン接種	中学1年生~高校1年生の年齢に相当する女子 (平成7年4月2日~平成11年4月1日生まれ) 接種費用の一部を助成												

～歯の健康のために～

事業名	事業内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
成人歯科健康診査	歯・歯肉・歯並び・義歯などの口腔内状況や口腔機能を診査 30歳以上(申込み制) 但し、40・50・60~75歳には受診券送付												
歯の衛生週間健診	歯の衛生週間(6月4日~10日)にちなんで市民を対象に歯科相談・歯科健診 全市民	5/21号 ↓ 5/21号	6/3・4 ↓ 6/3・4	6/21号 ↓ 6/21号	9/1~10/31 ↓ 9/1~10/31	市内協力医療機関で実施	市内協力医療機関で実施	市内協力医療機関で実施	市内協力医療機関で実施	市内協力医療機関で実施	市内協力医療機関で実施	市内協力医療機関で実施	市内協力医療機関で実施

事業シート（概要説明書）

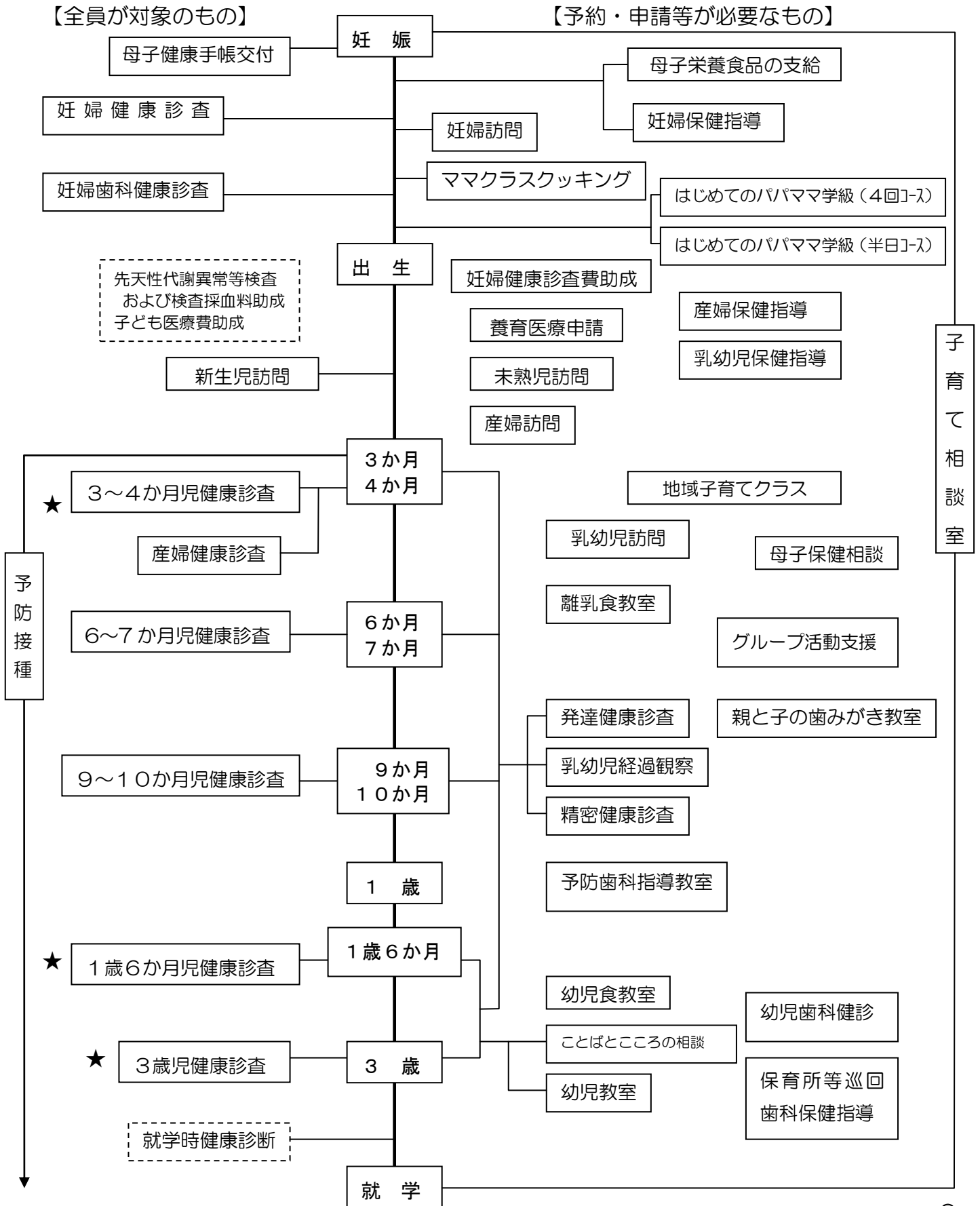
事務事業名	妊婦健康診査事業(妊婦健康診査・妊婦歯科健康診査)	事業開始年度	昭和57年度
上位施策事業名	母子保健の充実	担当部名	福祉保健部
根拠法令	母子保健法・府中市妊婦健康診査実施要綱・府中市妊婦歯科健康診査実施要綱	担当課・係名	健康推進課母子保健係
事務区分	<input type="checkbox"/> 自治事務 <input checked="" type="checkbox"/> 法定受託事務	作成責任者	松下民夫
事業概要	事業の必要性・実施の背景	妊婦の健康診査は、母子保健法に基づいて、母性を尊重し、母性を育みながら乳児がすこやかに生まれ、育てられる基盤の健診、保健指導の場として実施している。妊婦が健康の保持増進につとめる事を目的とする。	
	目的 (何をどうするために)	妊婦の健康診査を行うことにより、疾病等を早期発見・早期対応するとともに、安全な出産や育児不安の解消をはかる。 妊婦の歯科健康診査を通じ、歯科疾患の早期発見・早期治療を行うとともに、妊婦自身の歯科保健意識や健康観の向上を図ることを目的とする。	
	目標 (何がどうなれば達成か)	対象妊婦が必要な健康診査を適切な時期に受診し、専門機関受診が必要な場合等、早期に対応、支援につなげることを目標とする。 妊婦歯科：妊娠中は歯科疾患が増加しやすい時期で、産後も受診が困難なため疾患が放置されやすいことから、妊娠中に歯科疾患の予防や動機づけを行うことを目標とする。さらに、家庭における健康づくりの中心の母親が、歯科健診を受け、正しい歯の磨き方を習得することにより、家族への波及効果も期待できる。	
	対象 (誰・何を対象に)	▼妊娠届出のあった妊婦：対象者数平成22年度 2466人	
	実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施	
		<input type="checkbox"/> 業務委託 又は <input type="checkbox"/> 指定管理 (委託先又は指定管理者：)	
<input checked="" type="checkbox"/> 補助金〔 <u>直接</u> ・間接〕(補助先： 実施主体：)			
<input type="checkbox"/> 貸付(貸付先：) <input type="checkbox"/> その他()			
事業内容 (手段、手法など)	<p>▼母子健康手帳の発行は、市役所総合窓口課（平成23年度から子育て支援課）、東西出張所、保健センター分館で実施。母子保健法に基づいて、妊娠届出により、母子手帳を発行している。その際、妊婦健康診査受診券、妊婦歯科健診受診券のほか、手引書などの入った「母と子の保健バック」として手渡している。</p> <p>▼妊婦健康診査 14回（個別）都内医療機関で使える受診券で、東京都内で共通の様式となっている。定期的な健診費用について上限を定めて助成し、差額分は自己負担となる流れ。妊娠中の治療行為についての保険診療部分は対象外。受診券は平成19年度は2回、平成20年度は5回、平成21年度から14回と助成回数を増加して実施。受診回数は妊娠届の時期により個々に異なる。里帰り出産や助産所での出産する場合など、受診券が使えない場合は、領収書の提出による償還払いで助成を実施している。</p> <p>▼妊婦歯科健康診査 12回（個別・集団）歯科医療機関での個別受診か、保健センターで開催する集団での妊婦歯科健診でのどちらかを選択して受診。自己負担なし。医療機関は1回のみ受診券で、その結果治療が必要となる場合は対象外。保健センターでの実施は年12回集団で行っており、医療機関で受診できない妊娠週数外の妊婦が受診できる流れとなっている。</p>		
関連事業 (同一目的事業等)	なし		

※当該事業以下に細事業がある場合は、事業費とともに記載

事業シート（概要説明書）

事務事業名		妊婦健康診査事業(妊婦健康診査・妊婦歯科健康診査)				事業開始年度		昭和57年度		
コスト	事業費	23年度(予算)		22年度(決算)		21年度(決算)		20年度(決算)		
		報酬	千円		千円		千円		千円	
		委託料	164,789千円		151,281千円		139,028千円		71,550千円	
		需用費	1,466千円		1,410千円		1,383千円		1,675千円	
		役務費	203千円		191千円		160千円		154千円	
		負担金	10,440千円		12,704千円		8,128千円		千円	
	事業費合計	176,898千円		165,586千円		148,699千円		73,379千円		
	人件費	担当正職員	3人	25,109千円	3人	26,224千円	4人	37,397千円	3人	28,128千円
		嘱託員	0.4人	1,302千円	0.4人	1,343千円	1人	3,991千円	1人	3,827千円
		臨時職員	92人	464千円	92人	463千円	73人	367千円	85人	429千円
		人件費合計	95.4人	26,875千円	95.4人	28,030千円	78人	41,755千円	89人	32,384千円
	総事業費	203,773千円		193,616千円		190,454千円		105,763千円		
	財源内訳	国都支出金	46,918千円		43,931千円		37,538千円		千円	
		地方債	千円		千円		千円		千円	
その他特財		千円		千円		千円		千円		
一般財源		156,855千円		149,685千円		千円		105,763千円		
財源合計		203,773千円		193,616千円		190,454千円		105,763千円		
事業実績	活動実績	【活動指標名】			単位	H22年度	H21年度	H20年度		
		妊娠届出数(母子健康手帳交付数)			人(冊)	2466(2479)	2502(2509)	2460(2469)		
		妊婦健康診査の受診延回数			件	26,195	23,829	10,806		
		妊婦歯科健康診査の受診人数(受診率)			人(%)	777(31.5)	805(32.2)	747(30.4)		
	効率指標 (事業費/活動指標)	総事業費			/					
事業成果	成果実績 (事業目標達成状況)	【成果指標名】			単位	H22年度	H21年度	H20年度		
		妊婦健診1回あたりの平均金額			円	5,760	5,704	6,546		
		里帰り妊婦健康診査助成の一人当たりの額			円	23,157	26,803	/		
		歯周病になっている者の割合			%	73.1	73.9	73.2		
	【備考】妊婦健康診査の公費負担額：1回目 平成20・21年度 8500円 平成22年度 8480円 2回目以降 平成20・21年度 5000円 平成22年度 4990円 超音波検査(35歳以上) 5300円									
事業の自己評価	課題等	妊婦健康診査の公費負担(平成22年度14回)については、財政負担も大きいことから、他市の状況を見ながら今後の公費負担回数については検討が必要。妊婦歯科健診については、妊娠中の歯科保健の重要性について理解を深め、受診率の向上と歯周病の割合など減らしていけるよう働きかける工夫が必要。								
	今後の方向性	妊婦健康診査、妊婦歯科健康診査は母子保健の基盤となる保健事業であることから、極めて重要である。妊婦健診の受診医療機関は都区内の様々な医療機関にまたがることから、公費助成については東京都全体での取り組みとして継続する。								
比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)	26市の状況：妊婦健康診査は同じ流れで実施(償還払いも同様)。府中市は超音波検査は35歳以上の妊婦として年齢制限を設けているが、26市中、檜原村、奥多摩町は年齢要件を設けず、全ての妊婦に実施している。妊婦歯科健診は、実施回数は26市で差があり、4回(あきるの市)~24回(八王子市)と様々な状況。									
特記事項 (事業の沿革等)	特別財源となっている東京都の妊婦健康診査事業補助金は、平成21年度に国の交付金を受けて時限付きの補助金の位置づけで、平成23年度まで延長している。(市長会を通じて、この補助金の継続要望を提出している。)また、平成23年度から、全国的な妊婦のHTLV-1(ヒトT細胞白血ウイルス1型)の抗体検査が追加され、公費負担額も5160円となった。									

府中市親と子の健康を守るサービス



子育て相談室

予防接種

府中市福祉保健部健康推進課
母子保健係 TEL 042-368-5333

事業シート（概要説明書）

事務事業名	私道整備事業	事業開始年度	昭和41年度
上位施策事業名	私道の整備	担当部名	都市整備部
根拠法令	道路法、府中市道路条例	担当課・係名	管理課狭あい道路係
事務区分	<input checked="" type="checkbox"/> 自治事務 <input type="checkbox"/> 法定受託事務	作成責任者	楠本俊二郎
事業概要	事業の必要性・実施の背景	<p>公衆の用に供される私道は、地域住民の利便性がある。一方で路面（舗装）等の傷みが激しくそのことが原因で道路冠水等が発生し市民生活や環境・衛生上悪影響を及ぼすこととなる。そこで、一定の道路管理水準を確保することで、住みよい、にぎわいと魅力のあるまちづくりを実現する。</p>	
	目的 (何をどうするために)	<p>地域利便に供され、且つ整備が進んでいない私道について、簡易舗装や集水ますの設置を行うことで道路機能の向上及び環境・衛生面の改善を図る。</p>	
	目標 (何がどうなれば達成か)	<p>すべての地域に利便を供している私道の向上を図る。</p>	
	対象 (誰・何を対象に)	<p>1 幅員が1.5m以上であること 2 起点及び終点が公道又は交通が頻繁な私道に連絡していること又は公道からの袋路で、2家屋以上が当該私道に面していること などの要件を備える道路のうち、市長が公益上必要と認めるもの。</p>	
	実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施	
		<input type="checkbox"/> 業務委託 又は <input type="checkbox"/> 指定管理 (委託先又は指定管理者:)	
		<input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕 (補助先: 実施主体:)	
<input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先:) <input type="checkbox"/> その他 ()			
事業内容 (手段、手法など)	<p>この事業は、私道について住民の利便と福祉の向上を図るため市費補助によって整備工事を行うもので上記「対象」で述べた要件を備えた道路のうち、市長が公益上必要と認めるものについて全額又は一部の市費補助によって改良するものです。</p> <p>整備工事の種類としては、①グレーダー整地工事②砕石敷工事③簡易舗装工事④雨水ます設置工事⑤排水管布設工事があり、この整備工事を受けようとする者は、申請書とともに①現地案内図②整備工事場所見取図③整備工事土地調書④土地所有者の承諾書⑤道路整備状況⑥その他市長が必要と認める書類を添えて申請を行います。</p> <p>申請が適当と認められたときは、決定通知書を申請者に通知し、市へ委託して施行することとなり、整備工事終了後は、申請者、工事施工者、市係員が立会いの上、検査を行っています。なお、補助を受けて整備した道路は一定期間内は原則再度の補助を行いません。</p> <p>補助率については、雨水ます設置工事のみ10%の申請者負担が伴います。</p>		
関連事業 (同一目的事業等)			

事業シート（概要説明書）

事務事業名		私道整備事業				事業開始年度		昭和41年度		
		23年度（予算）		22年度（決算）		21年度（決算）		20年度（決算）		
コスト	事業費	報酬	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
		委託料	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
		需用費	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
		役務費	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
		工事費	15,200千円	13,220千円	16,856千円	21,330千円				
		事業費合計	15,200千円	13,220千円	16,856千円	21,330千円				
	人件費	担当正職員	1.02人	8,537千円	1.02人	8,902千円	1.01人	9,464千円	0.5人	4,476千円
		嘱託員	人	千円	人	千円	人	千円	人	
		臨時職員	人	千円	人	千円	人	千円	人	千円
		人件費合計	1.02人	8,537千円	1.02人	8,902千円	1.01人	9,464千円	0.5人	4,476千円
総事業費		23,737千円		22,122千円		26,320千円		25,806千円		
財源 内訳	国都支出金	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
	地方債	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
	私道整備受託収入	102千円	38千円	43千円	196千円					
	一般財源	23,635千円	22,084千円	26,277千円	25,610千円					
	財源合計	23,737千円	22,122千円	26,320千円	25,806千円					
事業実績	活動実績	【活動指標名】			単位	H22年度	H21年度	H20年度		
		私道整備件数		件	15	6	20			
		私道整備延長		m	538.5	444	601.1			
	私道整備面積		m ²	1,891.10	1,427.80	2,161.60				
	効率指標 (事業費/活動指標)	総事業費	/	件数	千円	881千円	2,809千円	1,066千円		
事業成果	成果実績 (事業目標達成状況)	【成果指標名】			単位	H22年度	H21年度	H20年度		
		私道整備事業実績（累積面積/総面積）		%	88.65	87.86	87.26			
	【備考】 市内の私道面積239,177.44m ² 、H22までに整備した累積面積212,033.9m ²									
事業の自己評価	課題等	既に実施した路線についても、20年程度で劣化が進むことから、合理的な補修方法を考慮した上で進めたい。また、再度の整備については、補助率の見直しの検討も要すると考えます。								
	今後の方向性									
比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)	個人負担0% 武蔵野市、三鷹市、国立市、国分寺市、調布市 個人負担10% 府中市、小金井市 個人負担20% 八王子市 個人負担30% 稲城市 個人負担50% 日野市 個人負担70% 多摩市 個人負担材料費 所沢市									
特記事項 (事業の沿革等)	昭和41年11月30日訓令第4号 改正昭和45年4月1日訓令第4号 昭和46年3月16日訓令第2号 昭和46年12月28日訓令第12号 昭和53年9月1日訓令第6号 昭和61年2月13日訓令第2号 平成12年7月19日訓令第7号									

私道整備工事の近隣市の状況

自治体名	補助内容(市の負担)	個人負担	条件等
府中市	簡易舗装工事は全額市負担、雨水ます設置工事は9割負担	10%	1.5m以上で公道から公道、行止りは2家屋以上が面していること
八王子市	申請者が工事依頼し市の積算額の8割を負担	20%	4m以上の位置指定道路
武蔵野市	従前より管理している私道のみ全額負担	0%	新たな私道は対象外
三鷹市	全ての工事に対し全額負担	0%	3.6m以上で延長16m以上
多摩市	延長の30%まで市負担、残りは個人負担(予算は200万円)	70%	1.8m以上で公道から公道、行止りは15m以上で4戸以上
小金井市	4m以上で公道から公道は、全ての工事に対し全額負担	10%	3.6m以上の行止りは工事費の1割が個人負担
国立市	2m以上で公道から公道と3m以上で延長30m以上の場合全額負担	0%	未舗装と砂利道のみ対象
国分寺市	L型工事を除く全ての工事を全額負担	0%	4m以上の通り抜け道と、15m以上の行止り道
日野市	申請者が工事依頼し市の積算額の5割を負担	50%	1.8m以上で公道から公道、行止りは4m以上で延長20m以上
所沢市	簡易舗装は全額負担、雨水マスは材料費のみ個人負担	材料費	4m以上で公道から公道、行止りは4m以上で延長37m以上
調布市	簡易舗装と雨水マスは全額補助	0%	特になし、見直しを検討中
稲城市	舗装と排水設備工事は7割補助、砂利敷きは全額補助	30%	1.8m以上の私道が対象

事業シート（概要説明書）

事務事業名	地域まちづくり事業	事業開始年度	平成16年度
上位施策事業名	にぎわいと魅力のあるまちづくり	担当部名	都市整備部
根拠法令	都市計画法・地域まちづくり条例	担当課・係名	計画課
事務区分	<input checked="" type="checkbox"/> 自治事務 <input type="checkbox"/> 法定受託事務	作成責任者	松村秀行
事業の必要性・実施の背景	近年、公共用地(国有地・所有地など)、農地及び企業用地の転用による、大規模開発事業による地域環境の変化、開発事業による敷地の細分化及び緑地の減少などによる事業者と地域住民との近隣紛争が表面化しております。このことから、住民の合意形成を図る機会を設けて、良好な住環境の形成に配慮した計画的な土地利用を進めるための方策が求められている。		
目的 (何をどうするために)	市、市民、事業者の協働により、「府中市都市計画に関する基本的な方針」に即し、かつ、地域特性を踏まえたまちづくりを推進する。また、公共用地（府中基地跡地、調布基地跡地、関東医療少年院などの法務省用地）の土地利用転換や移転に伴う跡地利用は、周辺市街地の環境を大きく変えることから、市民参加による土地利用のルールを検討する。		
目標 (何がどうなれば達成か)	地区の特性や課題の緊急性を踏まえ、住民参加型の地区計画や建築協定等を活用したまちの詳細ルールづくりを進める必要がある地区をまちづくり条例に基づいた誘導地区に指定し、計画的なまちづくりを誘導する。また、市民の主体的な活動を支援するため、補助事業・助成事業の活用方法の検討及びまちづくりの専門家を派遣する。		
対象 (誰・何を対象に)	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり方針及び地域別まちづくり方針において重点的な都市の整備が必要とされている地区 ・都市計画道路等の整備にあわせて総合的なまちづくりが必要とされている地区 ・都地区画整理事業や市街地再開発事業の施行地区及びその周辺地区 ・大規模開発事業の予定地及びその周辺地区・大規模開発事業が予想される地区 		
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施		
	<input checked="" type="checkbox"/> 業務委託 又は <input type="checkbox"/> 指定管理（委託先又は指定管理者：）		
	<input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕（補助先： 実施主体：）		
<input type="checkbox"/> 貸付（貸付先：） <input type="checkbox"/> その他（）			
事業内容 (手段、手法など) ※当該事業以下に細事業がある場合は、事業費とともに記載	<p>1 都市計画マスタープランの推進のためのまちづくり誘導計画の検討 まちづくり誘導計画の策定段階の課題や運用上の課題を踏まえて、まちづくりの新たな枠組み（案）の検討を行う。今後想定される新たな都市計画上のテーマに柔軟に対応した段階的な枠組み拡充についての検討も実施する。</p> <p>2 平成23年度まちづくり実施地区の抽出 「平成23年度府中市都市計画基本方針実現化方策検討業務（以後、「実現化方策」）」から要請される重点地区の中から、平成23年度のまちづくりを実施する2地区を選定する。（関東医療少年院周辺地域）</p> <p>3 まちづくり誘導計画の検討 関東医療少年院周辺地域において、アンケート調査、説明会、協議会を実施し、地域住民との合意形成を進める。地元住民との合意形成を通じたまちづくり誘導計画の策定及びまちづくり誘導計画の運用上の参考資料となるガイドラインを作成する。</p> <p>4 地域住民及び市民への公表 地域住民及び市民に検討過程を周知するため、まちづくりニュース及びホームページ掲載し、情報発信及び情報公開を実施する。</p> <p>5 検討地区における対応方策の検討 平成22年度にまちづくりを推進した2地区における補助・助成の活用状況を整理し、まちづくりの推進に向けた取組みを、関連各課との協議の上確定する。 協議結果を受けて、必要に応じて補助事業・助成事業に関する説明会や相談会を開催し、補助事業・助成事業の申請件数を増やす取組みを実施する。</p>		
関連事業 (同一目的事業等)	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり活動助成事業 ・市街地整備計画作成事業 ・地区計画（都市計画法） ・景観協定（景観法） ・建築協定（建築基準法） 		

事業概要

事業シート（概要説明書）

事務事業名		地域まちづくり事業				事業開始年度		平成16年度		
コスト	事業費	23年度（予算）		22年度（決算）		21年度（決算）		20年度（決算）		
		報酬	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
		委託料	7,967千円	6,291千円	6,641千円	10,202千円				
		需用費	千円	千円	千円	千円				
		役務費	千円	千円	千円	千円				
		その他	千円	千円	千円	千円				
	事業費合計	7,967千円	6,291千円	6,641千円	10,202千円					
	人件費	担当正職員	1.6人	13,391千円	1.6人	13,987千円	1.81人	16,923千円	1.81人	16,218千円
		嘱託員	人	千円	人	千円	人	千円	人	千円
		臨時職員	人	千円	人	千円	人	千円	人	千円
人件費合計		1.6人	16,317千円	1.6人	16,317千円	1.81人	16,922千円	1.81人	16,218千円	
総事業費	24,284千円	22,608千円	23,563千円	26,420千円						
財源 内訳	国都支出金	千円	千円	千円	千円					
	地方債	千円	千円	千円	千円					
	その他特財	千円	千円	千円	千円					
	一般財源	24,284千円	22,608千円	千円	26,420千円					
	財源合計	24,284千円	22,608千円	23,563千円	26,420千円					
事業実績	活動実績	【活動指標名】			単位	H22年度	H21年度	H20年度		
		地区計画原案の検討（住民提案型）			地区	0	1	1		
		まちづくり誘導地区の指定			地区	2	2	2		
	まちづくり専門家派遣			団体	1	1	0			
効率指標 （事業費/活動指標）	総事業費	/			11,304	11,782	13,210			
事業成果	成果実績 （事業目標達成状況）	【成果指標名】			単位	H22年度	H21年度	H20年度		
		地区計画原案の検討			地区	1	1	0		
		まちづくり誘導地区の指定			地区	1	1	2		
	まちづくり専門家派遣			団体	0	0	0			
【備考】										
事業の自己評価	課題等	大規模開発事業（マンション、宅地造成）による地域環境の変化に伴う、住環境の変化は、地域住民にとり大きな問題である。このことから、問題に対処しつつ、良好な住環境の形成に配慮した「にぎわいと魅力のあるまちづくり」を進めていくには、環境、経済、防災、福祉、交通などの様々な側面に配慮し、地域住民との合意形成を図った計画的な土地利用を推進していく必要がある。								
	今後の方向性	府中市都市計画に関する基本的な方針に基づき、地域の特性を生かした住みよいまちづくりを推進するために、まちづくりを重点的かつ優先的に進める必要がある地区をまちづくり誘導地区に指定し、市民と事業者との協働によるまちづくりを進める仕組みを構築していく。具体的には、都市計画による用途地域や高度地区などの地域地区の指定の見直しや地区計画の決定などにより、市民との協働のもとに、調和のとれた適切な土地利用を進めます。								
比較参考値 （他自治体での類似事業の例など）	・国分寺市 まちづくり推進地区：都市計画事業（都市計画道路）の進捗に併せて周辺住民との合意形成を図る。									
特記事項 （事業の沿革等）	平成15年に地域まちづくり条例を制定し、その後、社会情勢の変化に伴い平成19年度に条例改正を行い、まちづくり誘導地区の制度を導入した。									

まちづくり誘導地区・誘導計画

「府中市地域まちづくり条例」では、地区の特性や課題の緊急性、まちづくりの実現性を踏まえ、将来、地区計画や建築協定等を活用したまちの詳細ルールづくりを進める必要がある地区をまちづくり誘導地区に指定し、市と地域住民・開発事業者との協働により、まちづくり誘導計画を策定する仕組みを定めています。

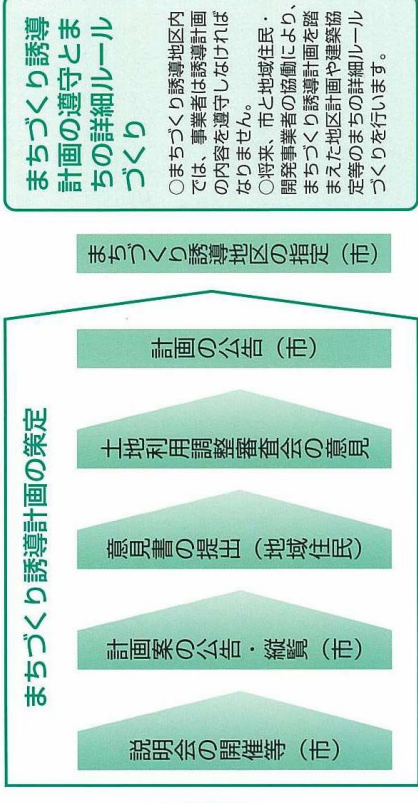
まちづくり誘導地区の指定
 ○市は地区の特性や課題の緊急性等を踏まえ、まちづくり誘導が必要ない地区をまちづくり誘導地区として指定します。

まちづくり誘導計画の策定
 ○市と地域住民との協働により、土地利用、地区施設の整備、建築物の制限などを定めるまちづくり誘導計画を策定します。

まちの詳細ルール作成・導入
 ○将来、まちづくり誘導計画の考え方を基本として、地区計画や建築協定等の法的担保性のある詳細なまちづくりルールを作成・導入します。

まちづくり誘導地区の位置づけ

■まちづくり誘導地区の指定及びまちづくり誘導計画の策定手続き



まちづくり誘導地区の検討・選定
 ○市は地区の特性や課題の緊急性等を踏まえ、まちづくり誘導が必要ない地区を検討し、候補地区として選定します。

計画の公告・縦覧 (市)

意見書の提出 (地域住民)

まちづくり誘導地区の指定 (市)

まちづくり誘導計画の遵守とまちづくり
 ○まちづくり誘導地区内では、事業者は誘導計画の内容を遵守しなければなりません。
 ○将来、市と地域住民・開発事業者の協働により、まちづくり誘導計画を踏まえた地区計画や建築協定等のまちの詳細ルールづくりを行います。

計画の項目	都市計画法
計画の位置づけ	都市計画法
計画の目的	おおむね20年後の都市の将来像を見据えて、市民の方々の意見を反映したまちづくりの方向性を明確にすることを目的としています。
計画の内容	「市全域」のまちづくり方針及び「地域別」のまちづくり方針を明確にします 都市計画マスタープランは、個別の都市計画やまちづくりを行う際の方向性を示す方針としての役割を果たします。
権利制限	権利制限はありません
市民意見の反映	市が主体となり計画の策定を行います。市民委員の参加やパブリックコメントなど、市民の方々の意見を十分に反映した計画となります。
各計画の関連性	「市全域」のまちづくり方針を決めます。 その際には、「地域別」のまちづくり方針（現在策定中）に ついても明確にされます。

まちづくり誘導地区	府中市地域まちづくり条例 府中市計画マスタープランの「まちづくり方針」に基づいて、 地区特性を踏まえた住みよいまちづくりの誘導 を目的としています。
「地区」で大切にすべき事項を明確にします	まちづくり誘導地区では、まち並みやまちづくりに関して地域の方々が日々感じていたり、取り組んでいる事項について整理するものです。 <計画のイメージ> ○緑化などが図れる敷地の大きさにしよう ○地区の住環境に配慮した建物の高さにしよう ○ブロック塀の使用は出来る限り控えよう など
権利制限	権利制限はありませんが、地区の目標に向けたまちづくりの誘導を行います。
市民意見の反映	市が主体となり計画の策定を行います。地区住民の方々との説明会・協議会やアンケート、縦覧・意見書の提出を含めて地区の方々の意見を十分に反映した計画となります。
各計画の関連性	地区の方針を実現するための、具体的なルールを考えます。 都市計画マスタープランの方針を踏まえて、地区の特性に即した、よりきめ細やかな方針をつくりまします。

地区計画（住民提案型）	都市計画法 地区住民の方々が地区の計画をつくりあげ、その計画に基づいて 建築行為または開発行為を誘導・規制 することにより、良好な地区環境の整備と保全を図ることを目的としています。
「地区」で守るべき具体的な計画をつくります	地区の実情に合わせた具体的なルールを定めます。そして、 最終的には市へ地区計画の原案の申出を行い、都市計画決定を経て、地区のルールになります。 <ルールのイメージ> ○敷地面積の最低限度○○○㎡ ○建築物の高さの最高限度○○m ○生け垣又は透視可能なフェンスとする など
権利制限	権利制限を伴います 建築の際に、行政が確認するため、 ルールに 適していない 建物は建てられない ようになります。
市民意見の反映	地区住民の方々が立ち上げた組織による検討 を行い、アンケート調査等を踏まえて関係地権者の 大多数の合意を得る 必要があります。 なお、 市は各種情報提供や専門家の派遣など、まちづくり活動の協力を いたします。
各計画の関連性	都市計画マスタープランやまちづくり誘導地区の方針を実現するために、地区計画では地権者の方々の 権利制限を含めた、地域で守り続ける計画 を作ります。

晴見町地区まちづくり誘導計画



発行・問合せ：府中市都市整備部計画課

〒183-8703 東京都府中市宮西町2丁目24番地

電話：042-335-4431（直通）

FAX：042-335-0499

Mail：TOSIKEI01@city.fuchu.tokyo.jp

晴見町地区まちづくりニュース 第5号

平成22年6月発行

日頃より、市政にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。
 今回のまちづくりニュース第5号では、まちづくり誘導計画(案)の縦覧及び土地利用調整審査会の審議を経て策定した「晴見町地区まちづくり誘導計画」の内容及び今後の予定等についてお知らせいたします。

1. まちづくり誘導計画（案）を縦覧しました。

平成 22年3月23日（火）～4月6日（火）にかけて、市役所7階計画課において、まちづくり誘導計画（案）を縦覧し、意見書が1件提出されました。意見の要旨と見解は「5. 誘導計画(案)に対する意見書への見解」のとおりです。

2. まちづくり誘導地区の指定、誘導計画の策定！

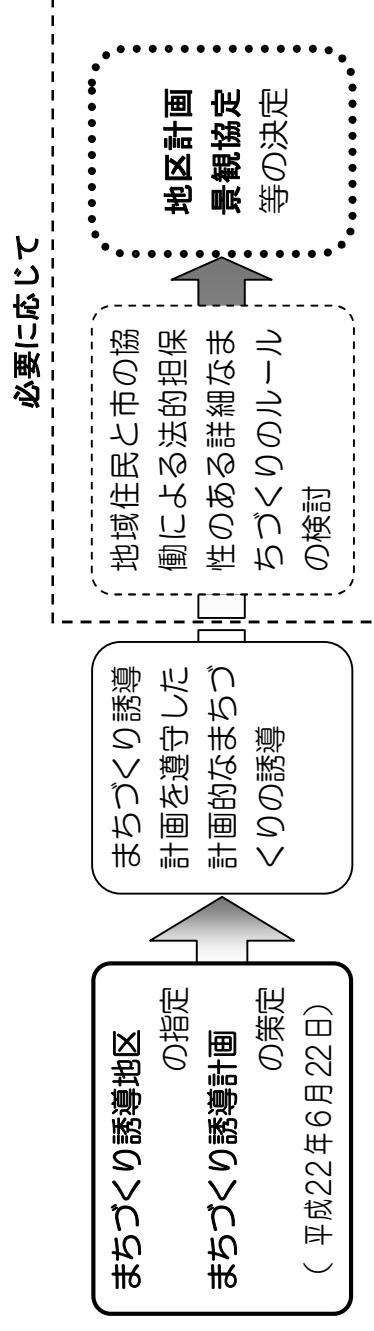
縦覧結果及び土地利用調整審査会の意見を伺い、平成 22年6月 22 日付けでまちづくり誘導地区の指定及び「晴見町地区まちづくり誘導計画」を策定しました。
 専門家による第三者機関である土地利用調整審査会では、案を修正するなどの意見はありませんでした。

まちづくり誘導計画の詳細は、裏面をご覧ください。

3. 今後の予定等

今後、まちづくり条例に規定する開発事業においては、策定したまちづくり誘導計画を遵守することとなり、計画的なまちづくりの誘導に努めていきます。

また、地域住民の皆さまの意向を受け、市の協働により、まちづくり誘導計画の考え方を基本として、地区計画等の法的担保性のある詳細なまちづくりのルールづくりを進めていくことも考えられます。



4.

まちづくり誘導計画

名称	晴見町地区まちづくり誘導計画
位置及び区域	府中市晴見町一丁目及び二丁目の一部 面積 約28.0ha 西側：府中街道 北側：美術館通り 東側：国分寺街道 南側：富士見通り
まちづくりの目標	<p>本地区は、府中市のほぼ中央に位置し、府中街道、美術館通り、国分寺街道、富士見通りに囲まれた地区である。地区内では、地区計画や一団地の住宅施設が決定されているゆとりある住環境を目指した計画住宅地、商店街、大規模な事業所、病院等の生活関連施設など、様々な土地利用がなされている。</p> <p>また、大規模な演習農場や、集合住宅等の屋外空間の樹木など、良好な緑地環境が形成されている一方で、道路が狭く、防災上危険な地域も形成されている。</p> <p>さらに、まとまった土地が存在し、今後の土地利用転換に際しては、周辺環境との調和が求められる。</p> <p>これらのことから、本地区では、周辺環境に配慮した土地利用を誘導し、地域・商店街等の活性化や、ゆとりある住環境・豊かな緑地環境の維持・保全をすとともに、だれもが住みやすく暮らしやすい、安全・安心でやさらぎのあるまちづくりを進めていくことを目標とする。</p>
1 土地利用の方針	<p>地域・商店街等の活性化や、住環境・緑地環境に配慮した、だれもが住みやすく暮らしやすい安全・安心でやさらぎのあるまちづくりを進めていくため、次のとおり区分し、それぞれにふさわしい土地利用を誘導する。</p> <p><住・商・工調和ゾーン></p> <ul style="list-style-type: none"> 住宅・商業・工業の調和、地域・商店街等の活性化を目指し、周辺環境に配慮した土地利用を図る。 <p><集合住宅・一般住宅調和ゾーン></p> <ul style="list-style-type: none"> 現在のゆとりある住環境・豊かな緑地環境の維持・保全を目指した住宅地としての土地利用を図る。 <p><一般住宅ゾーン></p> <ul style="list-style-type: none"> 現在の住環境の維持・保全、安全・安心な市街地形成を目指し、緑あふれるゆとりある住宅地としての土地利用を図る。
まちづくり方針	<ol style="list-style-type: none"> 地区施設の整備及び維持・保全の方針 <ul style="list-style-type: none"> 国分寺街道など整備済みや幹線道路については、歩行者と自転車の分離や既存樹木の管理など安全・快適な道路環境の整備、維持・保全に努める。また、未整備路線については、整備促進に努める。 電線の地中化、歩道の拡幅など安全・快適な道路環境の整備に努め、バリアフリー化の推進に努める。 公共空間における緑化の推進や自然エネルギーの活用、道路の透水性舗装、保水性舗装など、地球環境に配慮した地区施設の整備に努める。 安全・安心と感じられ、市民が憩い集える魅力のある公共空間づくりに努める。 戸建て住宅地の防災性向上のため、建物更新等に合わせた道路拡幅を図っていく。 歩行者や自転車利用者の円滑な移動を確保するための道路や通路、駅周辺の整備に努めるとともに、交通安全対策や防犯灯の整備に努める。 建築物等の整備方針 <ul style="list-style-type: none"> ゆとりある住環境や、安全・快適な住宅地を形成するため、建築物の高さや敷地規模、壁面の位置、工作物等についての誘導基準を定める。 生け垣や花壇といった敷地内の緑化や、太陽光発電をはじめとする自然エネルギーの活用など、地球環境に配慮した取組の推進に努める。

土地利用に関する事項	<p><住・商・工調和ゾーン></p> <ul style="list-style-type: none"> 近隣商業地域における店舗誘導や工業地域における産業施設の誘導など、周辺環境に配慮した土地利用とする。 歩行者や自転車利用者の円滑な移動に配慮した土地利用を図る。 <p><集合住宅・一般住宅調和ゾーン></p> <ul style="list-style-type: none"> 戸建て住宅や集合住宅を基本とした住宅地としての土地利用とする。 大規模敷地の土地利用転換の際には、歩行者や自転車利用者の円滑な移動、周辺環境に配慮した土地利用を図る。また、周辺住民と共に利用できるようなオープンスペースの確保に努め、隣接するオープンスペースとの連続性を考慮する。 <p><一般住宅ゾーン></p> <ul style="list-style-type: none"> 戸建て住宅や小規模の集合住宅を基本とした住宅地としての土地利用とする。 <p>地区施設の配置と規模 (道路)</p> <p>府中都市計画道路3・4・22号是政恋ヶ窪線(府中街道)(幅員16m、一部整備済み) 府中都市計画道路3・4・13号天神町晴見線(美術館通り)(幅員16m、整備済み) 府中都市計画道路3・4・21号府中国分寺線(国分寺街道)(幅員16m、整備済み) 生活道路(現況幅員1.74m~19.60m) (公園)</p> <p>北府中公園 / 晴見町公園 / 晴見町第2公園</p> <p><地区全体></p> <ul style="list-style-type: none"> 敷地内ではできる限り緑化を行うよう努める。 建築物等の形態・色彩は、周辺の環境と調和したものとす。 建築物の耐震化・不燃化を促進する。 <p><住・商・工調和ゾーン></p> <ul style="list-style-type: none"> 建築物の用途は、周辺環境に配慮したものとす。 道路に面した壁面の位置の連続性や、隣棟間隔の確保に努める。 建物の高さは、周辺への影響に配慮したものとす。 建物を分節化するなど、圧迫感の軽減や風通しに配慮する。 看板や広告がまちなみ景観に配慮した形態・色彩とする。 バリアフリーに配慮した建築物とするよう努める。 <p><集合住宅・一般住宅調和ゾーン></p> <ul style="list-style-type: none"> 建築物の用途は、戸建て住宅や集合住宅を基本とする。 道路に面した壁面の位置の連続性や隣棟間隔の確保に努める。 建築物の高さは、隣棟間隔や周辺の日照等に配慮したものとす。 建物を分節化するなど、圧迫感の軽減や風通しに配慮する。 道路に面する塀などは、地震などによる倒壊の影響を最小限にするため、基礎の部分を低くし、上部をフェンスや生垣などの構造とするよう配慮する。 バリアフリーに配慮した建築物とするよう努める。 <p><一般住宅ゾーン></p> <ul style="list-style-type: none"> 建築物の用途は、戸建て住宅や小規模の集合住宅を基本とする。 ゆとりある住環境を維持するにふさわしい敷地規模の確保に努める。 日照や風通しに配慮し、隣棟間隔の確保に努める。 建築物の高さは、周辺への影響に配慮したものとす。 道路に面する塀などは、地震などによる倒壊の影響を最小限にするため、基礎の部分を低くし、上部をフェンスや生垣などの構造とするよう配慮する。
建築物及び工作物等に関する事項	<p>建築物及び工作物等に関する事項</p>

5. 誘導計画（案）に対する意見書への見解

先日行われた縦覧について、提出された意見書の要旨と市の見解を整理しました。

番号	意見の要旨	見解
1	アジア極東犯罪防止研修所等移転後の土地利用については、日照、騒音、交通状況等周辺の既設住宅との調和を十分考慮してほしい。	土地利用に関する事項では、集合住宅・一般住宅調和ゾーンにおいて、大規模敷地の土地利用転換の際には、歩行者や自転車利用者の円滑な移動、周辺環境に配慮した土地利用を図り、また、周辺住民と共に利用できるようなオープンスペースの確保に努め、隣接するオープンスペースとの連続性を考慮するよう方針を定めています。
2	豊かな緑地環境維持のため、アジア極東犯罪防止研修所敷地内の桜の木10本余りを市の保存樹木に指定して管理してほしい。	集合住宅・一般住宅調和ゾーンにおいては、豊かな緑地環境の維持・保全を目指した住宅地としての土地利用を図るようまちづくり方針を定めています。既存の樹木も出来る限り保全するよう努めてまいります。
3	グリーンハイツ内の架空電線は何年か前に地中化されすっきりしたが、アゼリア台住宅地区は何層もの架空電線のままである。アゼリア台地区は建築協定地区でもあるため、景観の観点からも地中化してほしい。	歩道の幅幅など安全で快適な道路環境の整備や景観の観点から、電線の地中化に努めるよう地区施設の整備及び維持保全の方針を定めています。
4	近年、府中市の都市化が急速に進み、それまではアゼリア台住宅の屋上からも富士山、丹沢の山々、遠方のアルプス連山が遠望できたが、日鋼町にできたビル群に視界がさえぎられるようになり残念に思っている。府中市は郊外地区でもあり建物の高さ規制等できないものか。	本市では、地区の特性を踏まえ目指すべき将来像を設定する地区計画によって、建物の高さや建ぺい率、容積率、色彩等の制限を設けています。晴見町地区においても、地域の皆様が合意できる範囲において、出来る限り検討してまいります。